

鳥取市下水道等事業経営戦略

平成 29 年度～令和8年度

平成 29 年3月

(令和4年1月改定)

鳥 取 市

目 次

第1章 趣旨および位置づけ

1-1 経営戦略策定・改訂の趣旨	P. 1
1-2 経営戦略の位置づけ	P. 1
1-3 主な改定の概要	P. 3
1-4 経営戦略とSDGsの目標との関わり	P. 3

第2章 下水道等事業の概要

2-1 下水道事業の役割	P. 5
2-2 下水道等事業のあゆみ	P. 5
2-3 施設の状況	P. 7
2-4 下水道等使用料	P. 7
2-5 組織	P. 8
2-6 民間活力の活用等	P. 10
2-7 経営の現状分析	P. 11

第3章 経営理念及び基本方針

3-1 経営理念	P. 13
3-2 経営の基本方針	P. 13
3-2-1 安全なまちづくりの強化	P. 13
3-2-2 暮らしやすいまちづくりの実現	P. 13
3-2-3 環境にやさしいまちづくりの実現	P. 13
3-2-4 計画的施設管理及び効率化の実現	P. 13
3-2-5 経営基盤の強化	P. 13

第4章 投資・財政計画

4-1 投資計画

4-1-1 投資の目標に関する事項

4-1-1-1 安全なまちづくりの強化	
4-1-1-1-1 浸水対策	P. 15
4-1-1-1-2 地震対策	P. 16
4-1-1-2 道路陥没事故の未然防止対策	P. 17
4-1-1-3 暮らしやすいまちづくりの実現	P. 18

4-1-1-3-1	未普及地域の解消	P. 18
4-1-1-4	環境にやさしいまちづくりの実現	P. 19
4-1-1-4-1	公共用水域の水質改善	P. 19
4-1-1-5	計画的施設管理及び効率化の実現	P. 20
4-1-1-5-1	下水道施設の資産管理	P. 20
4-2	財政計画	
4-2-1	経営基盤の強化	
4-2-1-1	財源の目標に関する事項	
4-2-1-1-1	経営指標の設定	P. 23
4-2-1-1-2	使用料徴収率	P. 24
4-2-1-2	使用料収入	P. 25
4-2-1-3	企業債	P. 26
4-2-1-4	一般会計からの繰入金	P. 27
4-2-1-5	その他	
4-2-1-5-1	サービスの向上	P. 28
4-2-1-5-2	人材育成	P. 29
4-2-1-5-3	広報・啓発活動	P. 29
4-2-1-5-4	組織統合	P. 30
4-3	投資・財政計画	
4-3-1	収益的収支	P. 31
4-3-2	資本的収支	P. 33
4-3-3	試算の前提	P. 35

第5章 進捗管理

5-1	進捗管理	P. 36
まとめ		P. 36
今後検討予定の取組の概要		P. 37
経営理念、基本方針、主要施策、取組内容の体系及び設定目標一覧		P. 38
経営比較分析指標一覧		P. 39
用語解説		P. 40



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

第1章 趣旨および位置づけ

1-1 経営戦略策定・改定の趣旨

本市の下水道事業は、昭和6年に鳥取城の外堀（薬研堀）に下水道管を敷設したことに始まり、昭和40年代以降、順次、処理区域を拡大しました。その後、平成16年の市町村合併（旧鳥取市と周辺8町村）により、新市域においても公共下水道の整備が進められてきました。また、集落排水施設については、昭和58年に旧鳥取地域で最初に整備されて以降、各地域において整備が進められました。（小規模集合排水施設整備事業は、平成13年に整備）

こうした公共下水道や集落排水施設等（以下、「下水道等事業」）の拡充を進めた結果、令和2年度末における汚水処理の人口普及率は、97.9%に達しており、全国平均の92.1%、県平均95.0%と比較しても高い普及率となっています。

しかし、近年、使用料収入の算定基礎となる有収水量は、普及率の高止まりや人口減少、節水対策の向上により減少傾向にあります。

また、高度経済成長期から整備を進めてきた下水道施設が、今後一斉に更新時期を迎えることから、将来、老朽化施設の維持管理や更新に係る費用の増加が見込まれます。

このような中にあって、本市では、これまで地方公営企業会計制度や民間事業者の活力・ノウハウを活かした包括的民間委託制度を導入し、経営の見える化や職員人件費の縮減をはじめとした維持管理費の抑制に取り組んでまいりましたが、予想される社会経済情勢の変化に柔軟に対応していくためには、これまでの取組に加え、中長期的な視点から投資を合理化・最適化しつつ、将来必要となる財源を確保していかなければなりません。

こうしたことから、将来にわたって下水道等事業を安定的に運営していくため、平成29年3月に今後10年間の取組と目標を定めた鳥取市下水道事業等経営戦略を策定し、各種指標の目標数値の達成に努めています。

計画策定後4年が経過し、頻発する自然災害に対する対応や国の施策に呼応した事業の優先順位の見直しを行うとともに、PDCAサイクルに基づく事業の適切な進捗管理、また上位計画との整合を図るために改定を行うものです。

1-2 経営戦略の位置づけ

本市は、平成20年度に「鳥取市下水道中期ビジョン」（平成20年度～平成29年度）を策定し、計画期間内に取り組むべき下水道等事業の方向性を明らかにしてきました。

そして、中期ビジョンのうち特に重点的に取り組む施策については、5年ごとに「鳥取市下水道アクションプログラム」を策定し、具体的な施策と数値目標の設定による課題解決に取り組んできたところです。

しかしながら、これらの計画では、投資に係る財源構成のあり方や下水道等事業の財政運

営に関する言及が必ずしも十分とは言えませんでした。

今後、下水道経営を取り巻く環境の変化がいっそう厳しさを増すと見込まれる中にあって、必要な投資財源を確保しつつ、同時に、下水道等事業を安定的に運営していくためには、施設整備等に関する目標設定だけではなく、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に係る取組についてもより具体的に検討していく必要があります。

こうした動きは、すでに本市のみならず、国として取り組むべき課題と認識されており、総務省は、平成26年8月に「公営企業の経営に当たっての留意事項」を通知し、経営戦略策定による経営基盤の強化と財政マネジメントの向上の取組を推進してきました。また、政府も「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月閣議決定）の中で、公営企業に対し、経営戦略の策定を通じた課題解決の取組の必要性を明記しています。

こうしたことから、本経営戦略の策定に当たっては、従来の計画では十分に言及されていなかった財源構成のあり方等についても検討を加え、投資と財政の均衡を主眼に置いてとりまとめています。

本経営戦略は、平成29年度から令和8年度までを対象とした下水道等事業における中長期の経営の基本計画であり、また、中期ビジョンやアクションプログラム等の既存計画を包含する計画として位置づけるもので、下水道事業における国等の各種計画のほか、上位計画である鳥取市総合計画等と整合をとりながら事業の進捗を図ります。

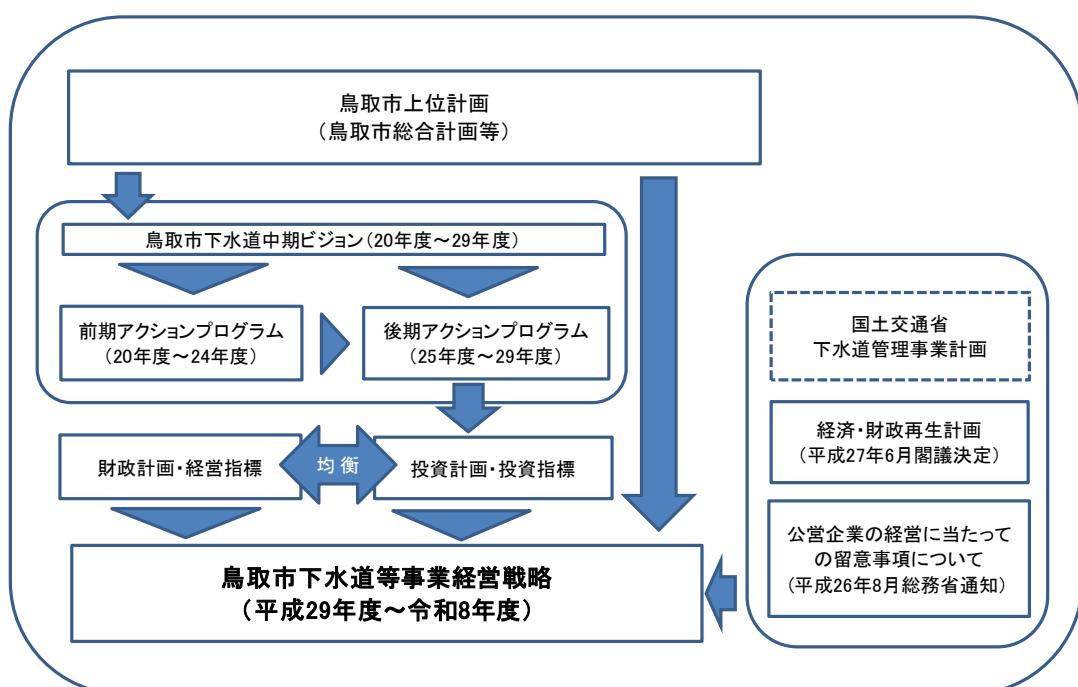


図1. 鳥取市下水道等事業経営戦略の位置づけ

1-3 主な改定の概要

(1) 設定目標（整備計画等）の見直し

国から令和8年度末までの汚水処理施設概成目標に係る方針を受け、事業計画の優先順位の見直しを行い、緊急性の高い事業の実施に努めています。

また、頻発する豪雨等の自然災害への対応策が求められる中、浸水への対策強化を図るとともに、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するストックマネジメント計画や総合地震対策計画等に基づき、各種事業の実施時期・事業費を見直し実効性を高めます。

(2) さらなる財政健全化に向けた取組

事業の透明性向上及び経営の健全化を図り、効率的で安定的な事業経営を目的に、地方公営企業法の一部（財務規定等）を平成24年度から適用しました。これにより、財務諸表を取り入れた会計の仕組みによる令和2年度までの決算を分析した結果、下水道事業債の償還期間に生ずる元金償還金と減価償却費との間に差が生じており、その負担の在り方が課題となっています。このため、資本費平準化債を発行することで、世代間負担の公平を図るとともに、将来にわたり安全・安心な下水道サービスを供給していくために、将来も見据えた運転資金確保体制を整えます。

(3) S D G sとの関わりを明示

第11次鳥取市総合計画（令和3年4月1日施行）において、本市の持続的発展にはS D G sなどの新たな視点を取り入れることが重要であるとしており、本経営戦略においても持続可能なまちづくりに向けてその達成に寄与する取組を明らかにします。

1-4 経営戦略とS D G sの目標との関わり

下水道等事業は、雨水の排除による浸水の防止、汚水の速やかな処理による生活環境の向上が大きな目的であるとともに、さらに水質の保全という重要な役割を担っており、国際社会が取り組むべき普遍的な目標であるS D G sに貢献しています。主な目標とかかわりは、次のとおりです。

	<p>目標 3 「あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」</p> <p>下水道等事業は、安全で安心できる衛生的な生活環境の維持に貢献しています。</p>
	<p>目標 6 「全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」</p> <p>下水道等事業は、公共用水域の水質改善、保全に貢献しています。</p>
	<p>目標 7 「全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する」</p> <p>下水処理場から発生する消化ガスは、発電事業に再利用されています。</p>
	<p>目標 11 「包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」</p> <p>重要な生活インフラである下水道施設を計画的に管理し、持続可能な都市を支えています。</p>
	<p>目標 13 「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」</p> <p>集中豪雨等に対する浸水被害の防止・軽減に向けた対策は、災害に強いまちづくりの推進に貢献しています。</p>
	<p>目標 14 「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」</p> <p>処理場から排出される水は、河川の水質を守り、海洋資源の保全に貢献しています。</p>

図2 SDGsにおける目標と下水道事業との関わり

第2章 下水道等事業の概要

2-1 下水道事業の役割

下水道は、汚水の排除による生活環境の改善をはじめ、雨水の排水による浸水の防除や河川等の公共用水域の水質保全など多様な役割を担っており、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上のための重要な社会基盤として健康で快適な市民生活を支えています。

2-2 下水道等事業のあゆみ

下水道の前身

本市の下水道は、鳥取城の防御用外堀として市街地の中央部にあった薬研堀を、長年、雨水と汚水の排水に利用していましたが、各町の排水路から流出する泥土等が堆積して流れが悪くなることで降雨の際に付近一帯に氾濫し、家屋の浸水がたびたび発生していました。

こうした事態に対処するため、昭和3年に都市計画の準備調査を行い、その中で旧市街地の下水道計画網を立案し、昭和6年に薬研堀を埋め立てて下水道管を敷設する工事を実施しました。これが、本市における下水道事業の始まりであり、これ以降、順次整備が進み、昭和27年の鳥取大火までに、旧市街地に下水道管14.5kmを敷設しました。

公共下水道の沿革

鳥取地域においては、秋里処理区が、昭和28年10月に、火災復興下水道事業として下水道法による事業認可を受け、現JR山陰線から北側の旧市街地約338haにおいて合流式下水道として整備に着手しました。また、処理施設は昭和37年度に着工、昭和43年11月に完成し供用開始となりました。

その後、昭和46年に新都市計画法による市街化区域が決定されたことを契機に、昭和47年1月に既整備区域の外周に位置する既成市街地約560haを分流式下水道として整備し、漸次、区域を拡張しています。

千代水処理区は、平成3年11月に千代水処理分区390haについて分流式下水道として認可を受け、平成9年4月に千代水クリーンセンターが完成、供用を開始しました。

吉岡処理区は、平成4年10月、湖山池の水質保全のため、吉岡温泉など湖南地区38haについて分流式下水道としての認可を受け、フレックスプランを活用して整備を進め、平成8年4月に吉岡クリーンセンターが完成し、供用を開始しました。

末恒処理区は、昭和47年11月に鳥取市の新市街地55haを分流式下水道とする事業認可を受け、昭和50年4月に末恒下水終末処理場が完成、供用を開始しました。平成29年5月には中継ポンプ場に改築し、千代水処理区に編入しました。

新市地域においては、分流式下水道として平成2年11月に河原処理区の事業認可を受け、

平成 7 年 10 月には河原浄化センターが完成し供用を開始しました。

また、平成 4 年 10 月に鹿野処理区、平成 5 年 12 月に浜村処理区、平成 6 年 3 月に青谷処理区、平成 8 年 8 月に用瀬処理区、平成 10 年 8 月に今市処理区がそれぞれ特定環境保全公共下水道事業の認可を受け、平成 8 年 4 月に鹿野浄化センター、平成 10 年 4 月に青谷浄化センター、平成 11 年 4 月に浜村浄化センター、平成 14 年 4 月に用瀬浄化センター、平成 15 年 4 月に今市浄化センターが完成、供用を開始しました。

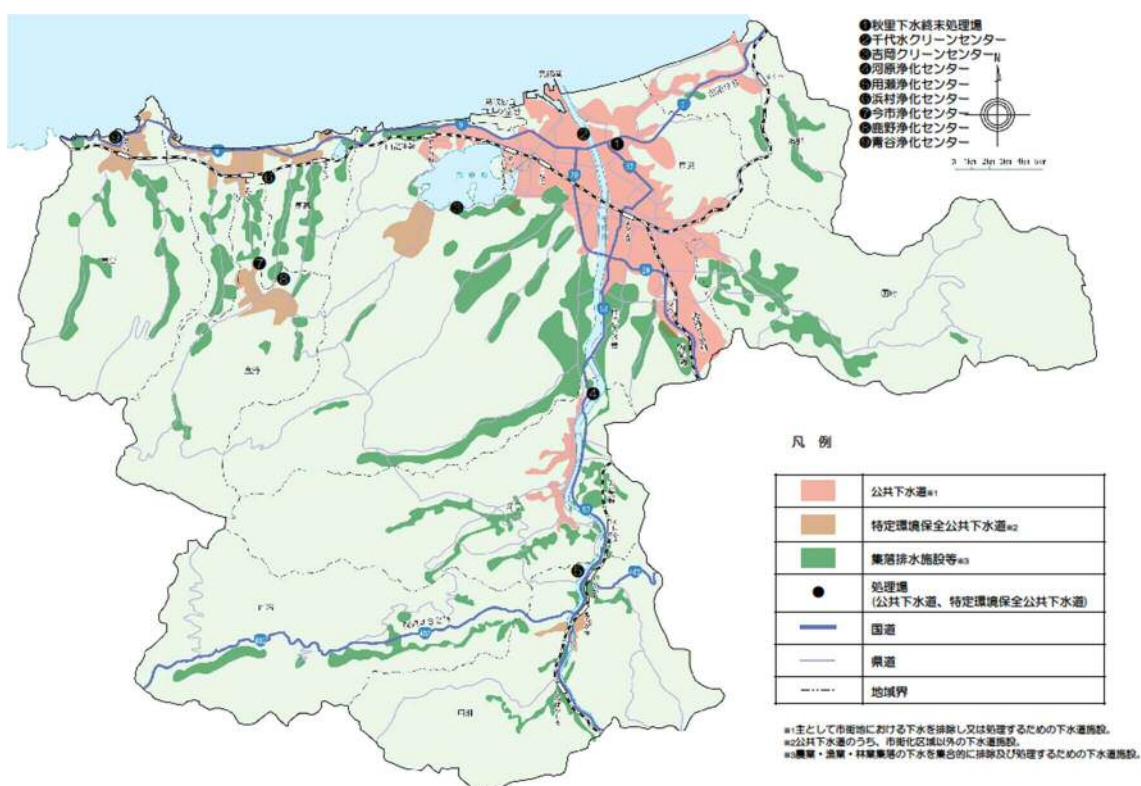
集落排水の沿革

本市における農業集落排水事業は、昭和 58 年に旧鳥取市を皮切りに、昭和 59 年に旧佐治村、昭和 62 年に旧鹿野町、平成元年に旧河原町、旧用瀬町、平成 2 年に旧気高町、平成 4 年に旧青谷町でそれぞれ事業に着手しました。

また、漁業集落排水事業は平成 2 年の旧青谷町長和瀬を皮切りに、旧気高町、旧福部村で整備しました。

さらに、林業集落排水事業については鹿野町鷺峰で整備を行いました。

結果、令和 3 年 3 月末で 81 地区の事業が完了しています。



地図のエリアごとを基本に、汚れた水をきれいにして川や池に戻しています。

図 3 污水処理区域図

2-3 施設の状況

表1 施設の状況

(令和3年3月31日現在)

供用開始年度（供用開始後年数）	昭和43年度（52年）
処理区域内人口密度 (人/km ²)	4,394.5 (公共) 3,171.1 (漁集) 2,497.3 (特環) 464.2 (林集) 668.2 (農集) 1,550.0 (小規模)
法適用の区分（法適用移行年度）	一部適用（平成24年度）
流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	75箇所（うち公共下水道9箇所）
処理場数	71箇所（うち公共下水道9箇所）
ポンプ場数	31箇所
管渠延長	1,563km
広域化・共同化・最適化 実施状況	投資の合理化を目的として、本市に隣接する岩美町の脱水汚泥を秋里終末処理場に搬入し、集約して焼却処分しています。



図4 千代水クリーンセンター

- 敷地面積 86,103m²
- 処理方式 標準活性汚泥法（高級処理）
- 処理能力 13,200m³/日



図5 秋里下水終末処理場

- 敷地面積 70,700m²
- 処理方式 標準活性汚泥法（高級処理）
- 処理能力 72,400m³/日

2-4 下水道等使用料

本市の下水道等使用料は、基本使用料制と累進使用料制の組合せで構成された料金体系と一般公衆浴場及び共同浴場並びにプール用汚水を対象とした用途別使用料制を採用しています。

基本使用料制は、平成 26 年度の料金改定により、それまで設定していた 8 m³までの基本水量を廃止し、現在は基本水量を設定しない基本使用料制を採用しています。

また、累進使用料制については、汚水排出量に応じて使用料の単価を累進的に高める逓増型の使用料体系を採用しています。

表2 下水道等使用料の体系（平成 28 年 10 月 1 日～）（税抜き、1 月あたり）

汚水量による区分		区分単価
基本使用料（基本水量なし）		956 円
従量料金 (1 m ³ につき)	0 m ³ を超える 8 m ³ まで	27 円
	8 m ³ を超える 20 m ³ まで	112 円
	20 m ³ を超える 30 m ³ まで	166 円
	30 m ³ を超える 50 m ³ まで	183 円
	50 m ³ を超える 100 m ³ まで	208 円
	100 m ³ を超える 200 m ³ まで	221 円
	200 m ³ を超える 500 m ³ まで	231 円
	500 m ³ を超える 1000 m ³ まで	255 円
	1000 m ³ を超える分	291 円
特別料金 1 m ³ につき		122 円

表3 下水道等使用料（税抜き、1 月あたり）

条例上の使用料 ¹ (20 m ³ あたり)	H28 年度～ 2,516 円	実質的な使用料 ² (20 m ³ あたり)	H30 年度	3,369 円
			R 元年度	3,363 円
			R 2 年度	3,310 円

* 1 条例上の使用料とは、一般家庭における 20 m³あたりの使用料のことです。

* 2 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m³を乗じたものです。

2-5 組織

本市の下水道等事業は、平成 24 年 4 月から地方公営企業法を一部適用し、地方公営企業会計へ移行しました。

現在、鳥取市下水道等事業会計のもと、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、林業集落排水事業、小規模集合排水処理事業を実施しています。

本市では、これらの事業を下水道部（3 課 1 室）が担当しています。

表4 事務分掌表

部名	課（室）名	所掌事務
下水道部	下水道企画課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 例月監査等に関すること。 (2) 下水道事業会計の運営に関すること。 (3) 公共下水道及び集落排水（以下「下水道等」という。）に係る計画及び事業認可に関すること。 (4) 下水道等に係る開発行為等の指導に関すること。 (5) 下水道等の施設台帳に関すること。 (6) 部内業務の連絡調整及び部内他課等の主管に属さないこと。 (7) 下水道部庁舎の管理に関すること。
	下水道管理室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下水道等の処理場及びポンプ場の維持管理に関すること。 (2) 下水道等の管路の維持管理に関すること。 (3) 包括的民間委託の支援に関すること。 (4) 市街化区域内（公共下水道事業認可区域内及び線的認可）の水路に係る維持管理に関すること（道路側溝を除く）。 (5) 水質の検査に関すること。
	下水道経営課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 合併処理浄化槽の補助及び設置指導に関すること。 (2) 浄化槽事務に関すること。 (3) 下水道等使用料に関すること。 (4) 下水道等の施設の供用開始に関すること。 (5) 下水道受益者負担金及び下水道特別使用分担金に関すること。 (6) 集落排水事業地元負担金及び集落排水施設加入金に関すること。 (7) 水洗便所改造資金の融資あっせんに関すること。 (8) 下水道等施設の特別使用及び行為の許可に関すること。 (9) 排水設備工事の指導及び検査に関すること。 (10) 排水設備指定工事店の指定及び指導に関すること。 (11) 除害施設の設置等に係る指導及び監督に関すること。
	下水道建設課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下水道等施設の建設に関すること。 (2) 下水道等施設の改良に関すること。

表5 職員配置の状況 (令和3年4月1日現在) (単位:人)

部名	課(室)名	事務職	技術職	計
下水道部	下水道企画課	8	5	13
	下水道管理室	5 (3)	6	11 (3)
	下水道経営課	15 (7)	1	16 (7)
	下水道建設課	1	11	12
計		29 (10)	23	52 (10)

※ () は会計年度任用職員で内数

2-6 民間活力の活用等

2-6-1 民間活用の状況

本市では、民間企業の技術等を活用し、下水道施設の維持管理の質を確保しつつ維持管理費の縮減を図ることを目的として、平成24年度より包括的民間委託制度を導入しました。

また、効果的な不明水対策を行うため、管渠施設と処理場施設の管理を一体的に委託するパッケージ型委託を採用しており、四期目（R3～R6）の現在、鳥取市を4地域に分け4事業者と包括的民間委託契約を締結しています。

2-6-2 資産活用の状況

下水道施設を活用したエネルギー利用については、処理場内での小規模水力発電を行っているほか、再生可能エネルギーの地産地消や環境負荷の低減（CO₂削減）を目的として、BOO方式による消化ガス発電を実施しています。



図6 小水力発電機



図7 消化ガス発電設備

2-6-3 土地・施設等利用

土地・施設の利用については、貸付け等ができるよう規則を制定していますが、現状では小規模な利用にとどまっています。

2-7 経営の現状分析

令和2年度決算における類似団体との経営比較分析結果は、図8～図15のとおりです。なお、本市は単一の料金体系のもとで6事業を実施しているため、他団体との経営比較に当たっては、総務省の類型別団体区分中、同じ区分に属する団体のうち、次の要件をすべて満たす団体を比較団体として選定し、全事業での比較をしています。

【比較団体選定基準】

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業が本市と同じ類型区分に属し、かつ、農業集落排水事業若しくは漁業集落排水事業が本市と同じ類型区分に属する団体。

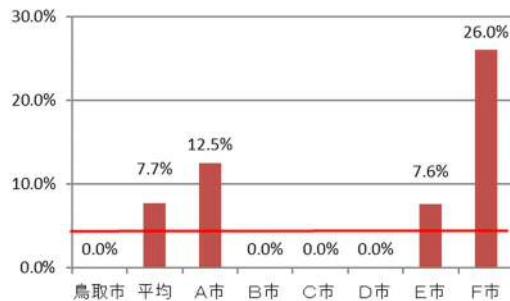
※図8～図15のグラフ及び指標に関する注記

- ・グラフ中の「平均」は、A～F市の平均値です。
- ・各指標の詳細説明については、P.39に記載しています。

図8 経常収支比率



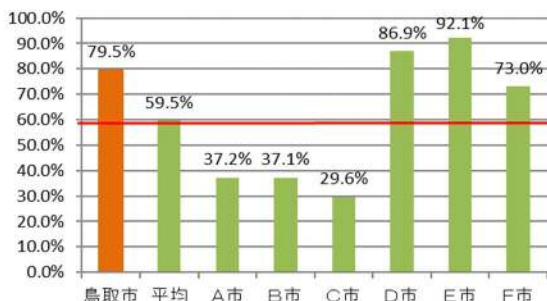
図9 累積欠損金比率



【コメント】100%を超え、単年度収支は黒字となっている。他団体の平均よりも良好な値と言える。

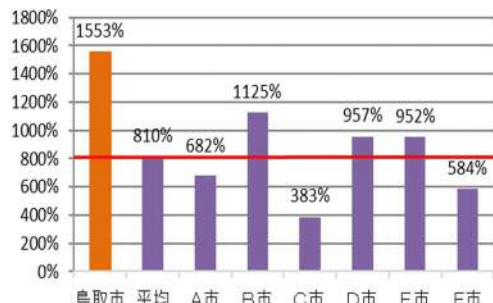
【コメント】0%であり、累積欠損金は発生していない。

図10 流動比率



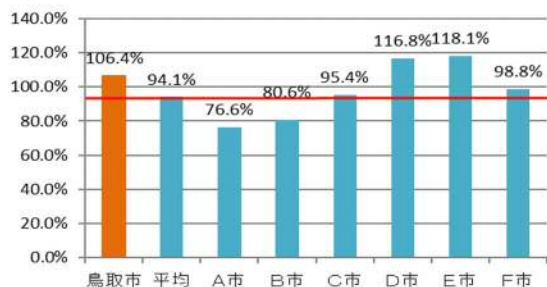
【コメント】26年度の会計基準改正により流動比率は100%を下回っているが、料金収入や一般会計繰入金により支払い能力は確保されている。

図11 企業債残高対事業規模比率



【コメント】他団体平均を大きく上回っている。但し、本市の場合は、企業債残高に一般会計負担分も含まれていることに留意が必要。

図12 経費回収率



【コメント】資本費（減価償却費、支払利息等）や維持管理費のうち使用料で賄うべき経費については、使用料で回収できている。

図13 污水処理原価



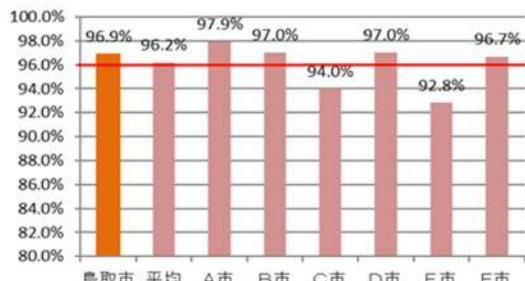
【コメント】資本費（減価償却費、支払利息等）や維持管理費のうち、汚水処理に係る費用は、比較的低い値となっている。

図14 施設利用率



【コメント】他団体平均とほぼ同水準と言える。

図15 水洗化率



【コメント】他団体平均とほぼ同水準と言える。

第3章 経営理念及び基本方針

3-1 経営理念

鳥取市第11次総合計画（令和3年4月施行）において、「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」を目指す将来像に掲げています。

下水道等事業は、この将来像を実現するため、下水道等事業の最終的な目的及び果たすべき役割を経営理念として次のとおり定めます。

そして、安全で住みよい鳥取市をめざし、市民の皆様のご理解とご協力を得ながら、徹底した経営の効率化と財政マネジメントの向上に取り組んでまいります。

(経営理念) 「持続可能で安全・安心な下水道サービスの提供を通して
快適でゆとりある生活環境を実現する」

3-2 経営の基本方針

下水道等事業の経営理念に基づき、次の5項目を本市下水道等事業における経営の基本方針とします。そして、基本方針を実現するための具体的な施策を設定し、計画期間内の目標達成に向けて取り組んでまいります。

3-2-1 安全なまちづくりの強化

浸水・地震等の災害による被害を最小限にとどめる安心な街づくりをめざします。

3-2-2 暮らしやすいまちづくりの実現

効率的な整備手法の選択により汚水処理の未普及地域の整備促進を図ります。

3-2-3 環境にやさしいまちづくりの実現

公共水域の水質の改善に努めます。

3-2-4 計画的施設管理及び効率化の実現

新規整備から維持管理・延命化・改築までを一体的にとらえ、施設を適切に管理します。

3-2-5 経営基盤の強化

重要経営指標を設定し財政目標の達成を通じて経営基盤の強化につなげます。

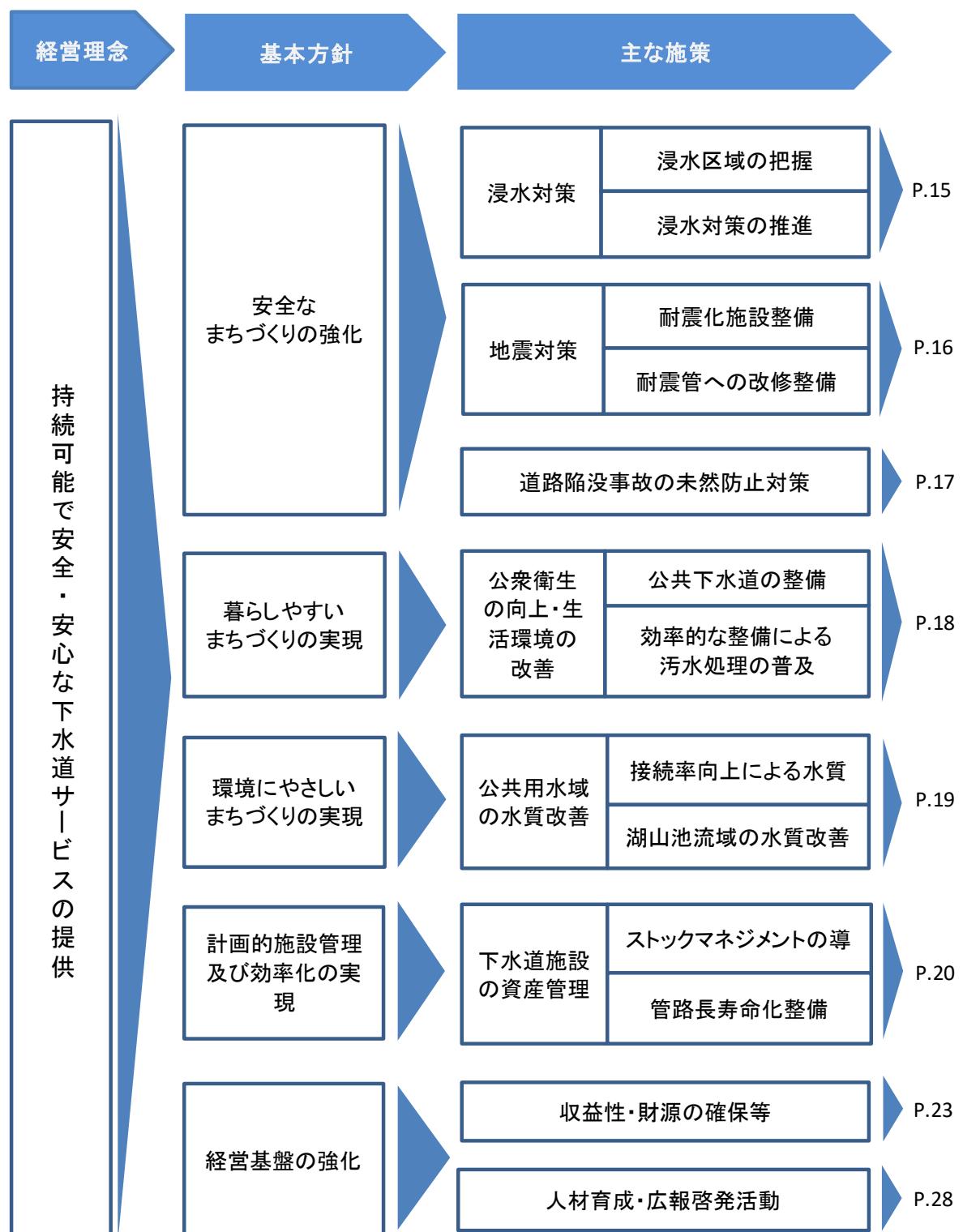


図 16 経営理念・基本方針・主要施策の体系

第4章 投資・財政計画

4-1 投資計画

4-1-1 投資の目標に関する事項

4-1-1-1 安全なまちづくりの強化

4-1-1-1-1 浸水対策

本市では、7年に一度の確率で発生する集中豪雨（10分間雨量17mm、1時間雨量50mm）を想定し、これまで2,275haについて浸水防止対策を実施してきましたが、一部の地区においては、今なお浸水被害が発生しています。

このため、浸水発生原因の抽出および効率的な浸水対策施設の検討を行うことができるよう、市街化区域において計画降雨の際にどの箇所で浸水が発生するのかをシミュレーションにより把握し、効率的な浸水対策を推進します。

また、浸水シミュレーションの成果を活用して、雨水計画区域内（市街化区域）の内水浸水想定区域図を作成し、災害時の避難に資するリスク情報として広く一般に提供していきます。

【主な取組内容】

- ・雨水流出解析モデルを活用したシミュレーションによる浸水地域の把握
- ・浸水対策の実施

【設定目標】

施策	H27年度末	R2年度末	R8年度末目標(変更前)	R8年度末目標(変更後)
浸水シミュレーション実施済み面積	972ha	1.355ha	1.355ha	2.889ha
浸水対策実施済み面積	2,240ha	2.275ha	2.290ha	2.290ha



図17 晴天時の市道



図18 大雨時の冠水状況

4-1-1-1-2 地震対策

我が国では震度6以上の地震が度々発生しており、東日本大震災や熊本地震をはじめ、鳥取県でも平成28年10月に中部を震源とするマグニチュード6.6、最大震度6弱の地震が発生しました。本市でもこの地震で最大震度5強を記録するなど、大規模地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

東日本大震災では、管路破損や処理場の稼働停止、道路陥没など下水道施設が甚大な被害を受けたことにより、被災地域の市民生活に深刻な影響が生じました。

こうした事態に備え、本市では、これまで下水道施設の耐震化に取り組んできましたが、重要幹線135.7kmのうち耐震化が完了した路線はいまだ58.5km(令和2年度末)にとどまっており、大規模地震に直面した場合には、管の破損による緊急輸送路の遮断や避難所等の排水機能の喪失といった事態を招くおそれがあります。

こうしたことから、震災時における公共下水道の根幹的な汚水処理機能の確保及び排水機能の早期回復に向けた取組を強化します。

【主な取組内容】

- ・処理施設の耐震化
- ・耐震管への改修整備
- ・マンホールトイレの整備
- ・総合地震対策計画の策定(H30~)

【設定目標】

施設区分	施設数	H27年度末	R2年度末	H29～R8年度 末目標(変更前)	H29～R8年度 末目標(変更後)
処理場	90施設	41施設	42施設	44施設	44施設
ポンプ場	36施設	7施設	8施設	9施設	9施設
重要幹線	135.7km	57.2km	58.5km	73.2km	65.4km



図19 汚水幹線の路面陥没(出所：国土技術政策総合研究所資料)



図20 マンホールトイレ

4-1-1-2 道路陥没事故の未然防止対策

重要な社会基盤である下水道は、都市内に張り巡らされた管路により下水を収集するシステムです。この管路がひとたび破損すれば、下水の収集・排除に支障をきたすことはもちろん、場合によっては道路陥没による交通事故を招くなど、市民の生命・財産に重大な影響を与えかねません。

本市では、これまで管渠の破損等による道路陥没の事故防止のため、老朽化した鉄筋コンクリート管（HP管）の路線（主に合流管、汚水管）を中心に管路の踏査及びカメラ調査を実施し、予防保全を行ってきました。しかし、こうした取組にもかかわらず、管路の老朽化を原因とする道路陥没事案は例年20件前後発生しています。

また、設置後50年を経過する下水道管が今後急増する見込みであることから、道路陥没の発生件数のさらなる増加が懸念されます（図22、23、28）。

このため、危険箇所の早期把握と予防保全が必要であり、これまで行っている管内カメラ調査に加え、今後は、平成28年度から道路課が行っている空洞調査の調査結果を踏まえ、目標値を年間平均38kmから21kmへ修正し、必要な対策を行います。

【主な取組内容】

- 管路状況把握調査

【設定目標】

施策	H27年度末	R2年度末	H29～R8年度目標(変更前)	H29～R8年度目標(変更後)
管路状況把握調査	15km/年	13km/年	38km/年平均	21km/年平均

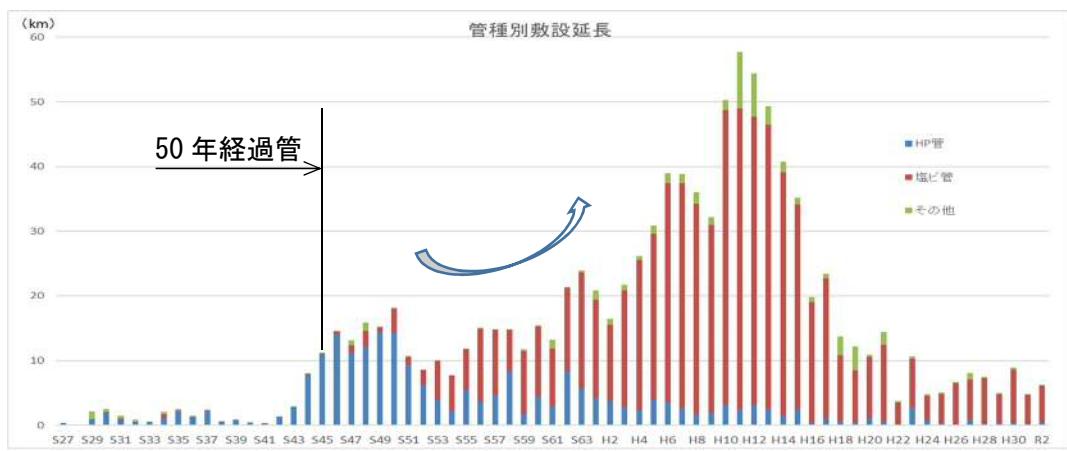


図21 管種別敷設年度（令和2年度末時点）

表6 道路陥没発生件数（下水）

H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
15件	33件	20件	22件	21件



図 22 鉄筋コンクリート管の腐食状況（S50年敷設）



図 23 鉄筋コンクリート管の腐食による道路陥没

4-1-1-3 暮らしやすいまちづくりの実現

4-1-1-3-1 未普及地域の解消

これまで汚水処理人口普及率100%を目指し、公共下水道、集落排水、浄化槽等により整備を推進してきた結果、令和2年度末現在、普及率は97.9%となっています。

公共下水道の整備率は95.6%に達しています。

国は令和8年度の汚水処理施設の概成を目指していることから、それに合わせて本市も未普及地域の解消を優先しています。

【主な取組内容】

- ・公共下水道の普及率向上
- ・湖山池周辺の普及率向上
- ・効率的な整備による汚水処理の普及

【設定目標】

施設	H27年度末	R2年度末	R8年度末目標
公共下水道整備率の向上	93.3%	95.6%	98.0%
湖山池流域公共下水道整備率の向上	75.3%	86.5%	93.0%

また、山ヶ鼻地区、高路地区については、整備手法を切替え、地域にとって最も効率的な汚水処理の普及を行います。

【主な取組内容】

地区	見直し前	見直し内容	見直しによる効果
山ヶ鼻	公共下水道の整備 (令和9年度)	既設集落排水へ統合整備 (令和5年度)	整備期間の短縮
高路	単独の集落排水整備	既設集落排水へ統合整備	維持管理・建設費の削減 (112万円/年) *1

*1 見直し前と見直し後について施設維持管理費+施設建設費÷耐用年数で比較した場合の試算額。



図 24 汚水管の敷設



図 25 山ヶ鼻、高路地区汚水処理施設整備

4-1-1-4 環境にやさしいまちづくりの実現

4-1-1-4-1 公共用水域の水質改善

下水道法は、供用開始の日から3年以内に水洗便所に改造することを建物所有者に義務付けています（下水道法第11条の3第1項）が、経済的事情や高齢化により、義務期限を過ぎても水洗化に至らない家屋が残っています。

下水道整備が完了した地域において、くみ取り便所等が残り続けることは、公衆衛生上の問題があるだけでなく、し尿収集の継続による二重投資等の課題を生じさせることから、積極的な普及促進活動を通じて下水道への接続率の向上を図ります。

【主な取組内容】

- ・下水道管工事前と供用開始前に該当地域で説明会を開催
 - ・事業所、アパート、マンションの所有者に対し、文書、戸別訪問による依頼
 - ・供用開始後3年目を迎えた地域の未接続者に戸別訪問
 - ・3年を経過した長期未接続者に、2～3年毎に逐次訪問
- （※重点地域の湖山池流域は、概ね1年毎に訪問し、早期接続を依頼）

【設定目標】

施策	実施対象	H27年度末	R2年度末	R8年度末目標
接続率の向上による水質改善	公共下水道	96.7%	97.0%	97.6%
	集落排水施設	94.2%	96.2%	98.6%
	供用開始後3年以内	72.7%	61.1%	80.0%
湖山池流域の接続率の向上による水質改善	公共下水道	93.0%	92.7%	96.0%
	集落排水	97.0%	94.4%	99.0%

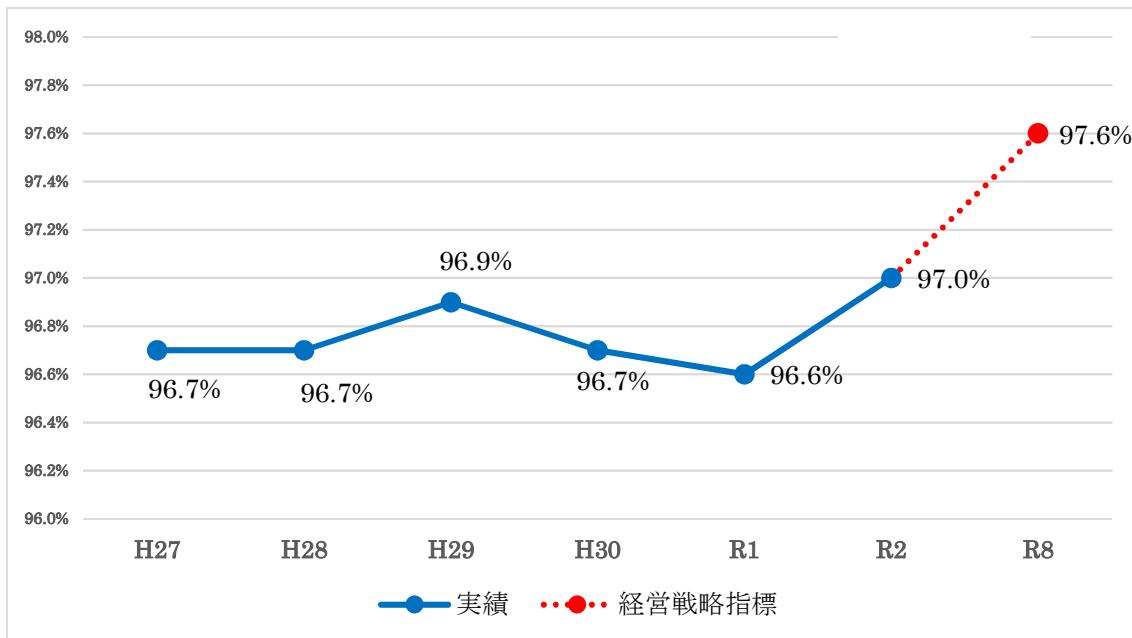


図 26 接続率（公共下水道）

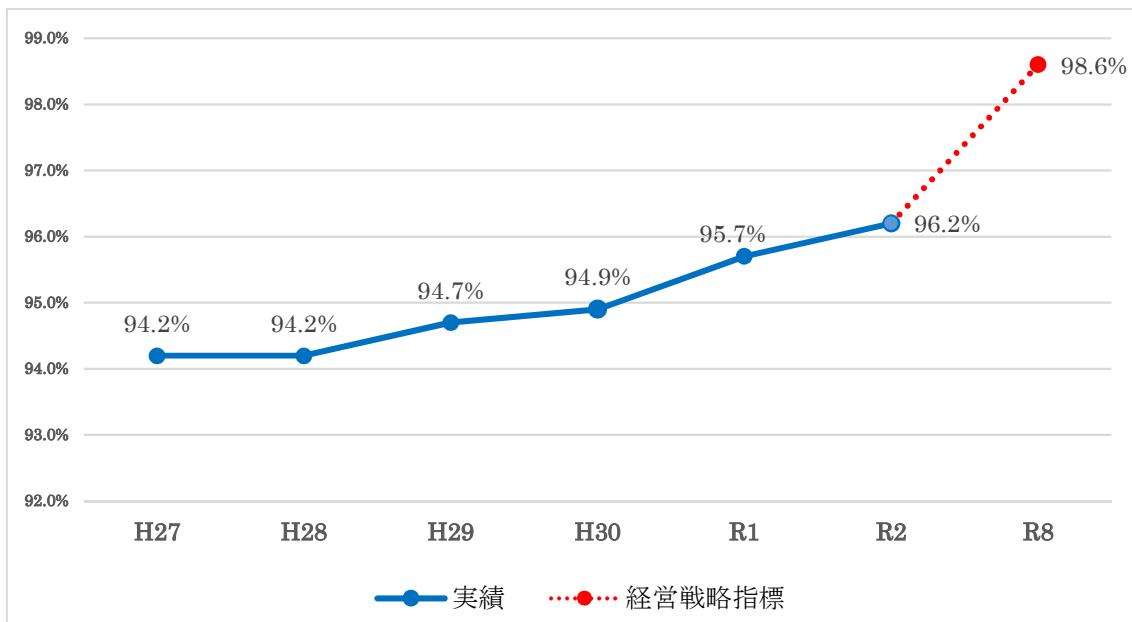


図 27 接続率（集落排水）

4-1-1-5 計画的施設管理及び効率化の実現

4-1-1-5-1 下水道施設の資産管理

本市は、現在、下水道管路延長約 1,563km、下水処理場数 71ヶ所の施設を管理しています。これらの下水道ストックを適正に管理し、下水道サービスを安定的に提供していくためには、施設の延命化や改築更新費の平準化による投資の合理化・最適化

の取組が不可欠です。

現在、下水道施設は、老朽化に伴い改築更新が必要な時期を迎えていたことに加え、処理水量の減少により効率的な施設利用が十分にできていない状況にあります。

こうした課題に対処していくため、新規整備から維持管理、延命化、改築更新までを一貫的に捉えた施設管理としてのストックマネジメント計画の運用を令和2年度から開始し、施設の統廃合による効率的な汚水処理体系への転換による維持管理コストの縮減に取り組みます。

【主な取組内容】

- ・ストックマネジメント計画の策定
- ・処理施設の統廃合

【設定目標】

◇ストックマネジメント計画の策定

施設区分	H27 年度末	R2 年度末	R8 年度末目標
処理場	4箇所	4箇所	6箇所
ポンプ場	3箇所	4箇所	15箇所
管路	2箇所	2箇所	3箇所
合計	9箇所	10箇所	24箇所

◇処理施設の統廃合

施設区分	H27 年度末	R2 年度末	R8 年度末目標
公共下水道	4施設	3施設	3施設
特定環境保全公共下水道	6施設	6施設	6施設
集落排水	60施設	60施設	55施設
コミュニティプラント	1施設	1施設	1施設
小規模集合排水	1施設	1施設	1施設
合計	72施設	71施設	66施設

また、鉄筋コンクリート管については、道路陥没の増加や更新費の増大が課題とされていることから、更新時期が本格化する前にストックマネジメント計画を活用して、計画的に長寿命化し、コストの削減及び整備費用の平準化並びに排水機能の維持に取り組みます。

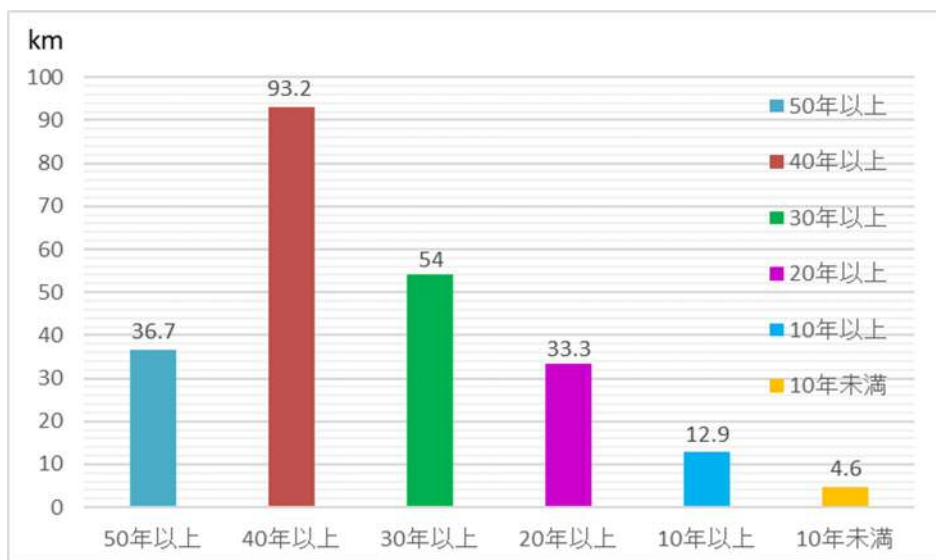


図 28 鉄筋コンクリート管の老朽化状況（令和2年度末時点）

- ・36.7km が耐用年数 50 年が経過
- ・10 年後は新たに 93.2km が要更新
- ・20 年後には 183.9km (78%) が要更新

【設定目標】

施設区分	H27 年度末	R2 年度末	R8 年度末目標(変更前)	R8 年度末目標(変更後)
長寿命化対策済管路延長	0.6 km	6.3 km	27.6 km	14.6 km



図 29 老朽下水管の状況



図 30 管更生実施後

4-2 財政計画

4-2-1 経営基盤の強化

4-2-1-1 財源の目標に関する事項

4-2-1-1-1 経営指標の設定

使用料収入の減少や、更新投資需要の増加といった将来的な課題がある中で下水道等事業を安定的に運営していくためには、合理的な予測のもと将来需要を正確に把握し、投資の合理化や経費縮減、財源構成の見直しにより必要な財源を中長期の経営の中で確保していかなければなりません。

こうしたことから、今後の財政運営の柱として「安定性」、「効率性」、「健全性」を重点的に強化することとし、下表のとおり設定した重要経営指標とそれぞれの目標達成を通して財源確保と経営基盤の強化に取り組みます。

具体的には、将来にわたる安定的な事業の継続に不可欠な要素として「収益性の確保」に取り組み、経常収支比率100%以上を維持します（図8）。

2点目に「運転資金の確保」に取り組みます。日常業務に係る運転資金が不足した場合、事業の継続は不可能となることから、少なくとも事業収益の3カ月分に相当する資金を運転資金として確保してまいります（資金残高対事業収益比率（類似都市平均以上）32.5%以上を確保）（図31）。

3点目に、使用料で賄うべき経費は、原則使用料で回収できるよう「経費回収率100%の維持」に取り組みます。令和2年度における経費回収率は、106.4%と良好な値となっていることから（図12）、今後も100%の水準を維持できるよう汚水処理経費の抑制等に取り組んでまいります。

4点目に、「企業債負担の軽減」に取り組みます。本市の下水道等事業は、事業収益の規模に対する企業債の残高の割合（企業債残高対事業収益比率）が類似団体の中でも比較的高くなっていることから（図32）、将来世代への過度な負担転嫁を避けるため、類似都市平均である753%以下を目標に、引き続き中長期的な視点で経営をする必要があります。

【設定目標】

目的		指標名	H27年度末	R2年度末	R2～R8年度目標(変更前)	R2～R8年度目標(変更後)
安定性	収益性の確保	経常収支比率	111%	109.9%	100%以上	-
安定性	運転資金の確保	資金残高対事業収益比率	20.1%	46.3%	類似都市平均以上 (25%以上)	類似都市平均以上 (32.5%以上)
効率性	経費回収率の維持	経費回収率	105.7%	106.4%	100%	-
健全性	企業債負担の軽減	企業債残高対事業収益比率	976%	907%	類似都市平均以下 (926%以下)	類似都市平均以下 (753%以下)

図8 経常収支比率(再掲)



図31 資金残高対事業収益比率



図12 経費回収率(再掲)

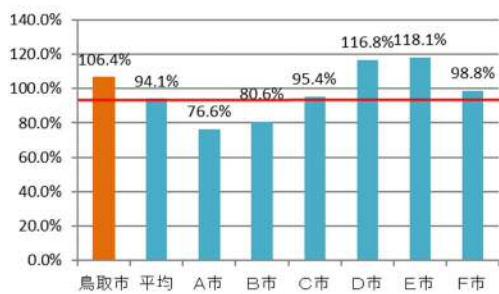
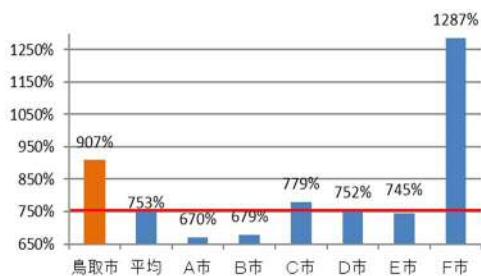


図32 企業債残高対事業収益比率



※グラフ中の平均はA～F市の平均値のことです。

※各指標の詳細説明については P.39 に記載しています。

※令和2年度決算より

4-2-1-1-2 使用料徴収率

下水道等事業は、下水道を使用される方々からの使用料によって成り立っています。この使用料は、使用水量の多寡に応じて使用者の皆様に公平に負担していただくものですが、様々な事情により期限内に納付されない使用料が例年一定割合で発生しています。とりわけ滞納期間が複数年度にわたる債権について、その徴収率の低さが課題となっていることから、今後、延滞金、督促手数料の賦課と併せ、戸別訪問及び電話催告並びに滞納処分を実施するなど積極的な催告活動や滞納処分を通じて、使用料徴収率を向上させ、収入の増加につなげます。

【設定目標】

実施対象	H27 年度末	R2 年度末	R3 年度末目標
公共下水道	98.0%	98.2%	99.0%
集落排水等	97.3%	97.8%	99.0%

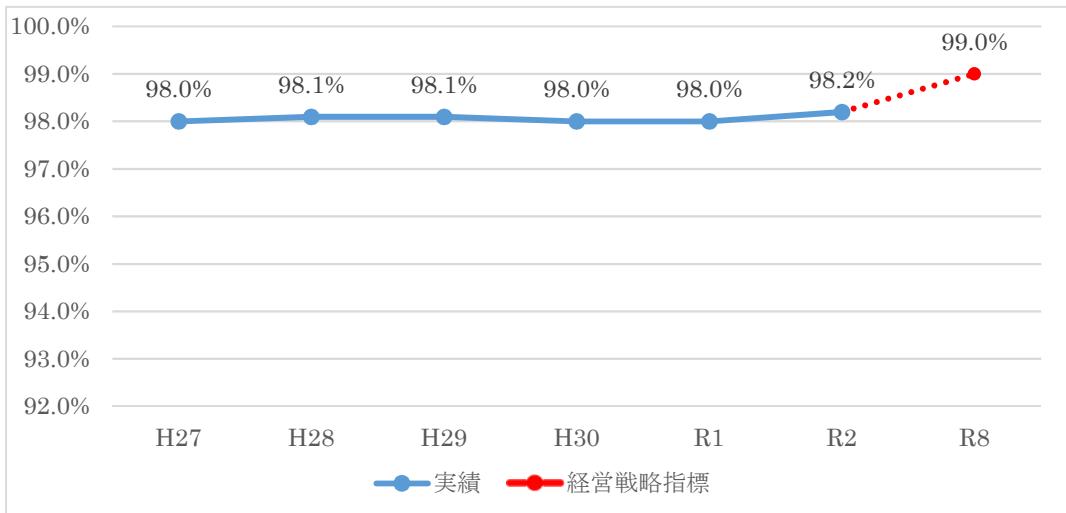


図 33 徴収率（公共下水道）

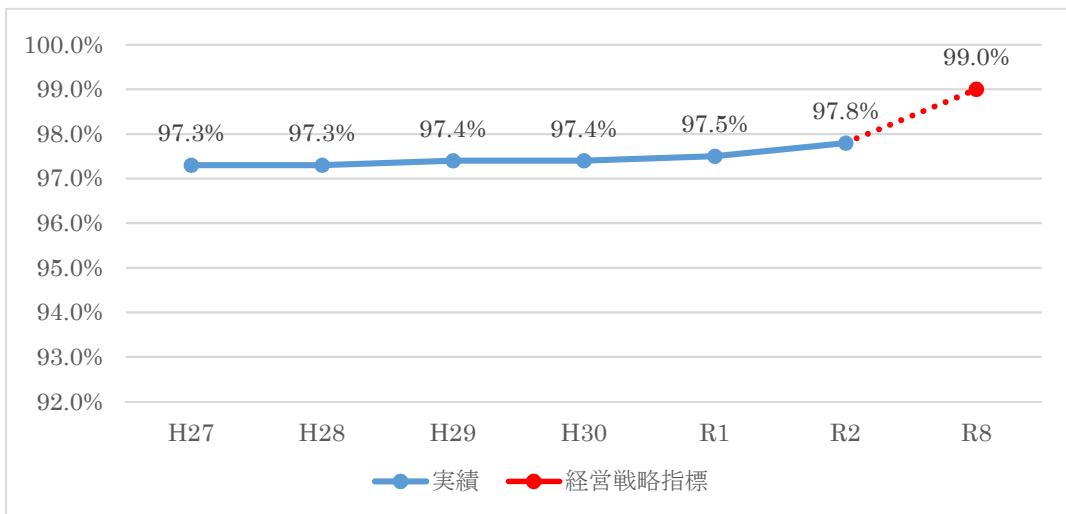


図 34 徴収率（集落排水）

4-2-1-2 使用料収入

使用料算定の基礎となる有収水量は、人口減少や企業等の節水対策により、今後とも減少傾向が続くものと見込んでいます。

下水道等使用料については、平成 28 年度に平均改定率 14.6% の引上げを行ったことから、30 億円台の収入規模で推移する見込みですが、その後は有収水量の減少に伴い遞減していくものと見込んでいます。

この下水道等使用料は、受益者負担の原則のもと、一般会計等が負担する経費を除き、独立採算による運営を維持できる水準を確保していく必要があります。

そのため、本市ではこれまで鳥取市下水道等事業運営審議会（以下、「審議会」）での審議を通じて、概ね3年ごとに料金体系を見直してきました。

平成27年度の審議会答申では、基本使用料及び従量使用料の設定について段階的な見直しが必要とされていることから、今後とも経費回収率等の動向に注意を払いつつ、公正性及び妥当性の確保並びに経費の抑制を前提として、適宜適切に料金体系を見直してまいります。

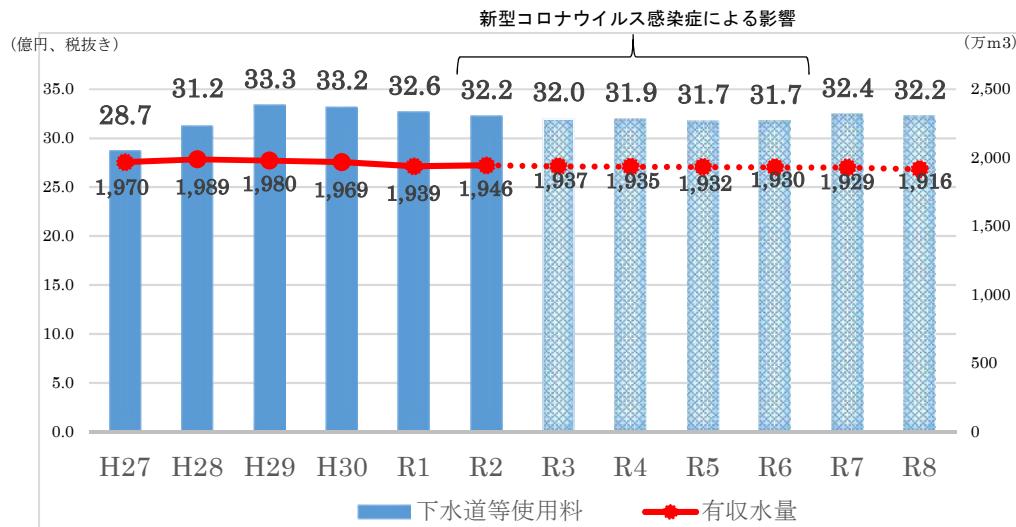


図35 有収水量と使用料収入の見込み

4-2-1-3 企業債

(1) 建設改良費の財源に充てるための企業債

本市の下水道等事業は、昭和58年以降、農業集落排水の集中的な整備に着手した経緯があり、平成27年度末の企業債残高はおよそ713億円に上り、将来の整備計画を検討するうえで企業債残高の大きさが課題の一つとなっていましたが、令和2年度末では583億円まで減少しています。この負債規模は、類似団体よりも高い状態にありますが、ストックマネジメント計画に基づく投資の平準化や処理場の統合等の効率的な投資計画により、令和8年度末の企業債残高は460億円まで減少する見込みです。

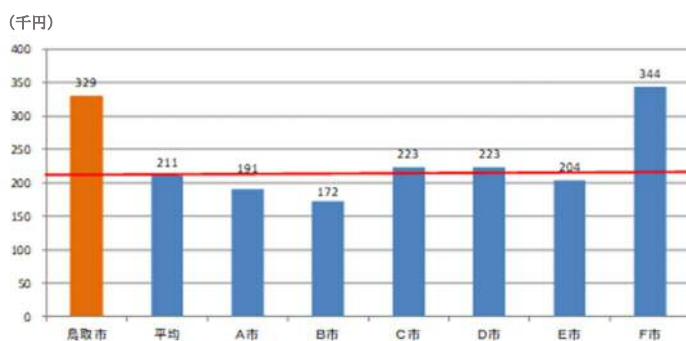


図36 処理区域内人口一人当たり企業債残高 (R2年度決算)

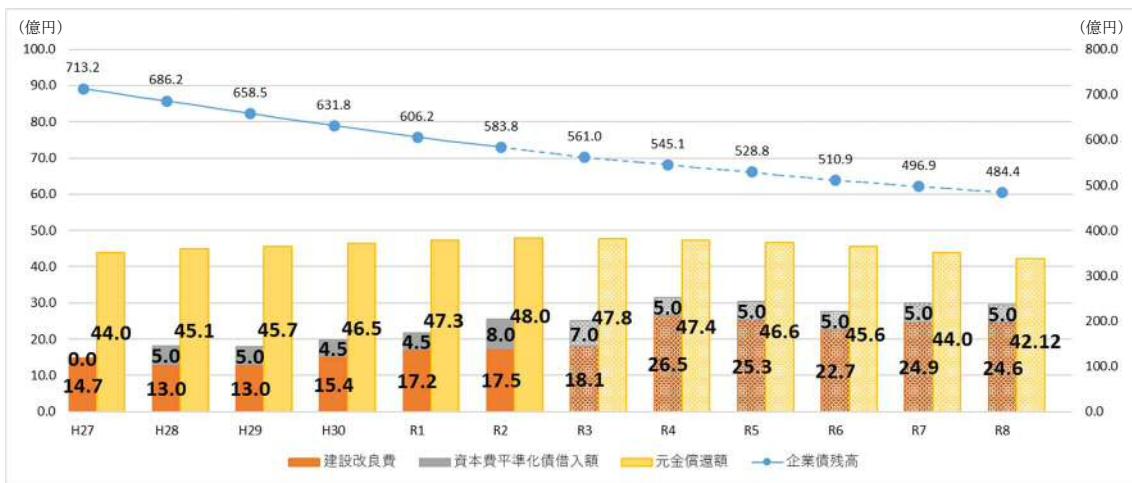


図 37 企業債残高・新規借入額・償還額見込み

(2) 資本費平準化債

財務諸表を取り入れた会計の仕組みによる下水道事業債の償還期間に生ずる元金償還額と減価償却費との間の差額について資本費平準化債の発行を計画に盛り込み、世代間の負担の公平を図るために資本費の一部を将来に繰り延べます。

なお、不足が見込まれる必要額のみの借入に留めることとし、これに伴う負担の増加を含めても健全経営が可能と見込んでいます。

4-2-1-4 一般会計からの繰入金

下水道等事業における収益の大部分は、使用料収入と一般会計からの繰入金により構成されています。

この一般会計から下水道会計への繰入金は、毎年度総務省より通知される繰出基準に基づく雨水処理に要する経費等、本来一般会計が負担すべきものと、本市独自の基準に基づき繰入れられるものがあり、令和2年度におけるこれら一般会計からの繰入金の総額は、41.6億円となっています。（これは、資本費平準化債発行に伴い一般会計からの繰入金が平準化されたことによる影響も含んでいます）

令和4年度以降、資本費平準化債の償還額に対する繰入金の影響を加味しても、建設改良費の財源に充てるための企業債の減少とともに一般会計からの繰入額も徐々に減少する見込みです。

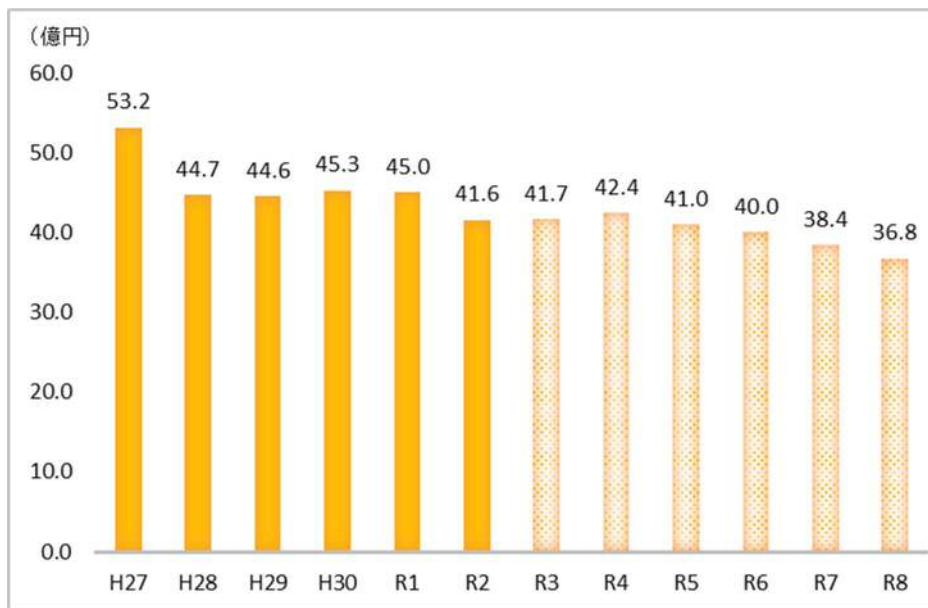


図 38 一般会計からの繰入金の見込み

下水道等事業を安定的に運営していくため、総務省の繰出基準に基づく繰入額は将来にわたり確保されなければなりませんが、一方で、一般会計が実施する事業等に支障をきたすことがないよう、財政担当部局と十分な調整を図るほか、必要に応じて財源構成の見直しを図ってまいります。

4-2-1-5 その他

4-2-1-5-1 サービスの向上

下水道等使用料は、現在、口座振替や納付書払い、コンビニエンスストアでの支払いに加え、一部スマートフォン決済の利用が可能となっています。こうした納付方法の多様化は、使用者の利便性が高まるだけでなく、下水道事業者にとっても使用料収入の確保や徴収コストの軽減等多くのメリットがあることから、下水道を使用される市民の皆様がより使用料を納付しやすい環境を今後とも拡充してまいります。

【主な取組内容】

- ・ 口座振替についてキャッシュカードでの申込みを可能にします。
- 「ペイジー口座振替受付」や（再）振替を実施します。
- ・ コンビニエンスストアでの収納を拡大します。
- ・ スマートフォン決済など電子マネーによる納付を推進します。

4-2-1-5-2 人材育成

社会経済情勢の変化により行政に対する市民ニーズは多様化・複雑化しつつあります。このような時代の中で、行政職員には様々な主体と協働し、直面する課題に対して迅速かつ的確に対応していく能力が求められています。

こうした人材を育成していくことは、将来にわたる下水道等事業の安定的な運営にとって必要不可欠な要素であることから、鳥取市人材育成基本方針に基づく各種研修への積極的な参加をはじめ、職場内研修の企画や専門研修等への参加を通じて、職員一人一人の資質と専門性を高めてまいります。



図 39 公営企業会計に関する職場研修会の様子



図 40 県内自治体向けに開催した研修会の様子

4-2-1-5-3 広報・啓発活動

健全で安定的な下水道事業の推進のためには、市民の皆様のご理解とご協力が不可欠であり、こうした市民と行政間の良好な信頼関係を構築するためには、広報を通じた正確な情報発信はもちろん、市民の皆様からのご意見を政策形成に反映させる体制の構築が重要です。市民の皆様に、下水道事業をより身近なもの、大切なものと感じていただくために、従来の広報のあり方を見直し、広報の対象者、内容、時期、媒体の効果的な組合せによる計画的な広報を実施します。

【主な取組内容】

- ・下水処理場の見学を通じて、下水道の必要性や良好な処理水質をPRします。
- ・市報やホームページ、下水道だより等で下水道に関する情報を発信します。
- ・わかりやすいチラシ・パンフレットを作成・配布します。
- ・事業説明会や戸別訪問により水洗化の普及を促進します。
- ・広報委員会を設置し、「必要な人に、必要なタイミングで、必要な内容を、効果的な手段で」提供できる広報のあり方を検討・実施します。

【設定目標】

施策	H27 年度末	R2 年度末	R3～R8 年度末目標
下水処理場の見学者数の増加	437 人/年	240 人/年	600 人/年
ホームページの更新	随時	随時	1回以上/月
ボランティア清掃の実施	1回/月	1回/月	1回/月



図 41 下水道だより（年2回発行）



図 42 処理場見学の様子



図 43 ボランティア清掃の様子

4-2-1-5-4 組織統合

組織の効率化と市民サービスの向上のため、水道局との組織統合について検討を進めます。

4-3 投資・財政計画

将来の投資目標を定めた投資計画と経営基盤強化の目標を定めた財政計画を踏まえた収支計画は、次のとおりです。

4-3-1 収益の収支

年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
区 分						
収 益 的 収 入 益	1. 営 業 収 益 (A)	6,213,136	5,670,078	5,977,550	6,014,345	6,039,310
	(1) 料 金 収 入	2,869,675	3,122,869	3,330,822	3,316,141	3,261,190
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)					
	(3) 他 会 計 負 担 金	2,686,069	2,276,026	2,357,524	2,391,086	2,426,027
	(4) 他 会 計 補 助 金	512,238	229,736	247,920	263,859	309,005
	(5) そ の 他 営 業 収 益	145,154	41,446	41,284	43,260	43,088
	2. 営 業 外 収 益	4,150,879	3,910,244	3,745,579	3,699,038	3,531,982
	(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	290	25	19	128	173
	(2) 他 会 計 負 担 金	1,062,363	938,396	849,904	850,572	777,924
	(3) 他 会 計 補 助 金	28,553	26,587	25,981	25,215	20,244
収 益 的 収 入 益	(4) 長 期 前 受 金 戻 入	3,049,358	2,932,579	2,845,869	2,782,524	2,697,708
	(5) 雜 収 益	10,316	12,656	23,806	40,598	35,933
	収 入 計 (C)	10,364,015	9,580,321	9,723,128	9,713,383	9,571,292
	1. 営 業 費 用	7,786,079	7,547,221	7,510,434	7,454,448	7,356,059
	(1) 職 員 給 与 費	188,801	186,400	184,216	189,616	195,480
収 益 的 支 出 益	基 本 給	90,998	88,603	87,081	88,184	90,280
	退 職 給 付 費	9,707	9,351	9,027	9,114	11,138
	そ の 他	88,096	88,445	88,108	92,318	94,062
	退職給付引当金繰入額					
	手 当 等	36,290	36,745	35,853	37,722	38,683
	賞 与 引 当 金 繰 入 額	10,164	11,755	11,755	12,143	12,297
	法 定 福 利 費	30,131	27,730	28,247	28,396	29,134
	法 定 福 利 費 引 当 金 繰	1,932	2,248	2,271	2,362	2,404
	報 酬	9,579	9,968	9,981	11,695	11,544
	(2) 経 動 力 費	1,971,458	1,877,823	1,993,340	2,007,427	2,099,414
支 出	修 繕 費	12,036	6,329	8,305	3,792	3,970
	材 料 費	12,509	11,238	13,761	15,002	6,388
	委 託 料	1,727,756	1,691,263	1,781,257	1,819,698	1,906,736
	そ の 他	219,156	168,993	190,018	168,935	182,321
	(3) 減 価 償 却 費	5,572,975	5,464,929	5,301,890	5,247,380	5,045,942
	(4) 資 産 減 耗 費	52,845	18,069	30,987	10,026	15,223
	(5) そ の 他 営 業 費 用					
	2. 営 業 外 費 用	1,562,120	1,460,619	1,364,770	1,261,653	1,167,687
	(1) 支 払 利 息	1,528,310	1,428,660	1,323,393	1,223,439	1,119,733
	(2) 雜 支	33,810	31,960	41,378	38,213	47,954
特 別 利 益	支 出 計 (D)	9,348,199	9,007,840	8,875,204	8,716,101	8,523,746
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	1,015,816	572,481	847,924	997,282	1,047,546
	特 別 利 益 (F)			28,055	3,769	6,351
	特 別 損 失 (G)	28,564	32,127	28,418	30,713	168
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 28,564	△ 32,127	△ 363	△ 26,944	6,183
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		987,252	540,353	847,561	970,338	1,053,729
緑 越 利 益 剰 余 金 (又 は 累 積 欠 損 金) (I)		38,909	579,262	1,426,823	2,397,161	3,450,890
流 動 資 産 (J)		2,120,997	2,535,218	3,654,472	4,054,010	4,086,052
うち 未 収 金		343,779	283,119	272,489	301,952	288,398
流 動 負 債 (K)		5,160,935	5,273,418	6,023,557	6,139,658	5,564,589
うち 建 設 改 良 費 分		4,566,519	4,647,908	4,818,973	4,899,216	4,968,801
うち 一 時 借 入 金						
うち 未 払 金		543,930	564,257	1,142,984	1,174,972	549,732
(I) 累 積 欠 損 金 比 率 ((A)-(B) × 100)						
地 方 財 政 法 行 施 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)						
當 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		6,213,136	5,670,078	5,977,550	6,014,345	6,039,310
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)						
健 全 化 法 行 施 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)						
健 全 化 法 行 施 規 則 第 6 条 に よ り 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)						
健 全 化 法 行 施 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)						
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)						

(単位:千円、%)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
5,712,547	5,776,190	5,930,301	5,893,787	5,843,896	5,820,034	5,751,049
3,220,631	3,196,842	3,193,005	3,172,999	3,170,932	3,238,354	3,220,576
2,141,231	2,227,422	2,374,926	2,333,128	2,286,272	2,153,803	2,072,981
310,851	311,902	323,193	349,196	347,472	388,924	418,613
39,834	40,023	39,176	38,464	39,221	38,954	38,880
3,381,319	3,216,506	3,127,597	3,053,698	2,934,934	2,864,125	2,849,354
215	268	268	268	268	268	268
704,970	620,091	558,629	507,010	460,157	415,931	379,572
20,035	18,390	19,768	20,101	20,176	20,219	20,135
2,617,671	2,565,811	2,536,466	2,514,102	2,441,996	2,415,430	2,437,070
38,428	11,947	12,466	12,218	12,337	12,277	12,309
9,093,866	8,992,696	9,057,898	8,947,486	8,778,830	8,684,159	8,600,403
7,211,155	7,333,974	7,272,894	7,290,912	7,196,586	7,205,085	7,300,647
200,355	202,123	205,757	205,757	205,757	205,757	205,757
91,724	91,727	91,720	91,720	91,720	91,720	91,720
9,991	10,140	10,720	10,720	10,720	10,720	10,720
98,639	100,256	103,318	103,318	103,318	103,318	103,318
40,377	41,731	52,694	52,694	52,694	52,694	52,694
14,043	14,043					
29,770	29,600	35,522	35,522	35,522	35,522	35,522
2,702	2,702					
11,747	12,180	15,102	15,102	15,102	15,102	15,102
2,147,893	2,327,813	2,323,394	2,352,464	2,346,889	2,373,850	2,402,486
4,560	7,850	4,347	4,347	4,347	4,347	4,347
15,255	17,574	11,319	11,319	11,319	11,319	11,319
1,940,392	2,095,379	2,101,903	2,131,003	2,125,403	2,152,389	2,181,025
187,686	207,010	205,825	205,794	205,820	205,795	205,795
4,854,875	4,785,291	4,724,996	4,713,944	4,625,193	4,606,731	4,673,656
8,032	18,747	18,747	18,747	18,747	18,747	18,747
1,065,686	960,019	859,782	788,075	722,713	660,985	611,670
1,019,479	927,700	825,442	753,937	689,192	628,624	579,959
46,207	32,319	34,340	34,139	33,520	32,362	31,711
8,276,841	8,293,993	8,132,676	8,078,987	7,919,299	7,866,070	7,912,317
817,026	698,703	925,222	868,498	859,531	818,088	688,086
8,683	4,764	3,835	3,835	3,835	3,835	3,835
△ 8,683	△ 4,764	△ 3,835	△ 3,835	△ 3,835	△ 3,835	△ 3,835
808,343	693,939	921,387	864,663	855,696	814,253	684,251
4,259,233	4,953,173	5,874,560	6,739,223	7,594,919	8,409,172	9,093,423
4,743,625	3,847,332	3,834,624	3,830,949	3,865,167	4,010,434	4,172,334
298,700	380,957	380,500	378,116	377,869	385,904	383,785
5,967,650	5,468,634	5,388,648	5,290,825	5,117,089	4,932,835	4,622,886
4,949,927	4,735,816	4,661,430	4,561,954	4,396,865	4,211,832	3,893,123
957,185	672,281	666,682	668,334	659,687	660,466	669,226
5,712,547	5,776,190	5,930,301	5,893,787	5,843,896	5,820,034	5,751,049

(試算の前提については、P. 35 参照)

4-3-2 資本の収支

年 度 区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
資本的収入	1. 企 業 債	1,472,400	1,804,100	1,798,900	1,985,400	2,170,800
	資 本 費 平 準 化 債		500,000	500,000	450,000	450,000
	2. 他 会 計 出 資 金	153,318	112,785	59,818	85,266	75,918
	3. 他 会 計 補 助 金					
	4. 他 会 計 負 担 金	873,731	900,963	917,845	918,656	928,606
	5. 他 会 計 借 入 金					
	6. 国(都道府県)補助金	832,193	644,655	574,778	597,542	935,925
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金					
	8. 工 事 負 担 金	91,058	79,761	115,790	82,727	77,690
	9. そ の 他	42,846	40,798	28,873	21,611	20,753
	計 (A)	3,465,545	3,583,061	3,496,004	3,691,202	4,209,692
	(A)のうち翌年度へ繰り越される額 支出の財源充当額 (B)	147,069	200,096	259,222	149,735	497,519
資本的支出	純 計 (A)-(B) (C)	3,318,476	3,382,965	3,236,782	3,541,467	3,712,173
	1. 建 設 改 良 費	2,282,656	1,861,203	1,796,052	2,226,468	2,286,210
	うち職員給与費	146,797	139,065	140,348	145,860	132,630
	2. 企 業 債 償 還 金	4,396,260	4,506,003	4,568,721	4,651,851	4,728,968
	3. 他会計長期借入返還金					
	4. 他会計への支出金					
資本的支出	5. そ の 他	146	678	18		1,248
	計 (D)	6,679,062	6,367,884	6,364,792	6,878,319	7,016,426
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)		3,360,586	2,984,919	3,128,010	3,336,852	3,304,253
補填財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	3,194,672	2,789,316	2,881,523	3,001,744	3,090,678
	過年度分損益勘定留保資金	625,738	1,022,787	1,352,249	1,833,301	2,304,783
	当年度分損益勘定留保資金	2,568,934	1,766,530	1,529,274	1,168,443	785,895
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額					
	3. 繰 越 工 事 資 金	113,082	147,069	200,096	259,222	149,735
	4. そ の 他	52,832	48,534	46,391	75,886	63,840
補填財源不足額	計 (F)	3,360,586	2,984,919	3,128,010	3,336,852	3,304,253
	補填財源不足額 (E)-(F)					
他会計借入金残高 (G)						
企 業 債 残 高 (H)		71,319,477	68,617,575	65,847,753	63,181,302	60,623,134

○他会計繰入金

年 度 区 分		H27度	H28度	H29度	H30度	R1度
収益的収支分		4,289,223	3,470,745	3,481,329	3,530,732	3,533,200
うち基準内繰入金		3,748,432	3,214,422	3,207,428	3,241,658	3,203,951
うち基準外繰入金		540,791	256,323	273,901	289,074	329,249
資本的収支分		1,027,049	1,002,648	977,663	997,122	968,324
うち基準内繰入金		873,731	900,963	917,845	918,656	928,606
うち基準外繰入金		153,318	101,685	59,818	78,466	39,718
合 計		5,316,272	4,473,393	4,458,992	4,527,854	4,501,524

(単位:千円)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2,551,500	2,505,000	3,149,300	3,031,300	2,768,600	2,991,000	2,962,600
800,000	700,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
43,828	50,595	28,972	34,347	46,957	35,312	36,212
936,166	932,792	892,869	871,869	855,092	837,567	755,101
1,371,928	1,128,980	1,654,545	1,821,811	1,674,784	1,778,147	1,882,666
73,623	10,210	59,492	21,511	17,916	17,916	16,119
37,352	26,572	28,226	30,717	28,505	29,149	29,457
5,014,397	4,654,149	5,813,404	5,811,554	5,391,854	5,689,091	5,682,154
436,869						
4,577,528	4,654,149	5,813,404	5,811,554	5,391,854	5,689,091	5,682,154
3,153,134	3,245,877	4,211,460	4,236,803	3,842,775	4,170,140	4,254,867
128,988	132,576	153,875	153,875	153,875	153,875	153,875
4,798,551	4,779,677	4,735,816	4,661,430	4,561,954	4,396,865	4,211,832
	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
7,951,685	8,027,554	8,949,276	8,900,233	8,406,729	8,569,005	8,468,699
3,374,157	3,373,405	3,135,872	3,088,679	3,014,875	2,879,914	2,786,544
2,759,097	2,908,942	3,105,731	3,055,835	2,971,716	2,853,608	2,763,759
2,631,290	2,908,942	2,948,996	2,971,928	2,971,716	2,853,608	2,763,759
127,807		156,735	83,907			
497,519	436,869					
117,541	27,594	30,141	32,843	43,159	26,306	22,785
3,374,157	3,373,405	3,135,872	3,088,679	3,014,875	2,879,914	2,786,544
58,376,083	56,101,406	54,514,891	52,884,761	51,091,407	49,685,542	48,436,311

R2度	R3度	R4度	R5度	R6度	R7度	R8度
3,177,087	3,177,805	3,276,516	3,209,435	3,114,076	2,978,877	2,891,301
2,846,201	2,847,513	2,933,555	2,840,138	2,746,428	2,569,733	2,452,553
330,886	330,292	342,961	369,297	367,648	409,144	438,748
979,994	983,387	921,841	906,216	902,049	872,879	791,313
936,166	932,792	892,869	871,869	855,092	837,567	755,101
43,828	50,595	28,972	34,347	46,957	35,312	36,212
4,157,081	4,161,192	4,198,357	4,115,651	4,016,126	3,851,756	3,682,614

(試算の前提については、P. 35 参照)

4-3-3 試算の前提

(収益的収入)

- ・「料金収入」は、水洗化人口×1人当たりの使用料に、令和3年度から令和6年度まではコロナ禍の影響を加味して試算。なお、企業進出による増加の見込は、企業立地に係る状況を踏まえ考慮しないこととした。水洗化人口は、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を基に本市の普及率及び水洗化率の目標を加味して試算。
また、計画期間中の料金改定は、収支状況を踏まえ予定していない。
- ・「他会計負担金」及び「他会計補助金」は、繰出基準に基づく基準額で試算。
- ・「長期前受金戻入」は、減価償却費と固定資産の財源構成から積算。

(収益的支出)

- ・「減価償却費」は、既存施設と建設改良に係る計画を基に試算。
既存施設分については、固定資産台帳から算出。
将来取得する見込みの固定資産については、施設ごとに定額法により試算。
(設定耐用年数：管渠50年、ポンプ場20年、処理場33年、機械器具10年)
- ・「支払利息」は、既発債から生ずる支払利息と新規借入から生ずる支払利息（見込み）の合計として試算。
既発債の支払利息は、企業債償還表により算定。
新規借入分の支払利息は、建設改良事業を補助・単独、起債対象・非起債対象事業に区分した上で積算した各年度の借入額を基に試算。
(償還期間30年、据置期間5年、利率は直近借入利率、元利均等払)

(資本的収入)

- ・「企業債」は、通常債については、投資計画における事業を補助・単独、起債対象・非起債対象事業に区分して積算。準建設改良債は、資本費平準化債及び特別措置分を考慮している。
- ・「他会計負担金」は、繰出基準に基づく基準額で試算。
- ・「国（都道府県）補助金」は、補助事業費の50%（一部55%）として試算。

(資本的支出)

- ・「建設改良費」は、第3章の投資計画を基に必要額を試算。
- ・「企業債償還金」は、既発債分と新規借入分（見込み）の合計として試算。
既発債の償還金は、企業債償還表から算定。
新規借入分は、建設改良事業を補助・単独、起債対象・非起債対象事業に区分し借入見込額を試算。（償還期間30年、据置期間5年、利率は直近借入利率、元利均等払）

第5章 進捗管理

5-1 進捗管理

この経営戦略は、事業の適切な進捗管理のため、概ね3年ごとにP D C Aサイクルを活用した事後検証を行い計画の実効性を確保するほか、上位計画に重要な変更があった場合や社会経済情勢の変化等により策定時の前提に重要な変更が生じた場合等にも適宜見直しを図ってまいります。

また、経営戦略の見直しにあたっては、審議会の意見を聴き、必要に応じて市民政策コメント等を実施するなど市民の皆様のご意見を反映するよう努めます。

名称	経営戦略計画期間											
	前期				中期				後期			
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
鳥取市総合計画 (10次:平成28年度～令和7年度) (11次:令和3年度～令和12年度)												
鳥取市下水道中期ビジョン												
鳥取市下水道アクションプログラム (平成25年～平成29年)												
鳥取市下水道等事業経営戦略		*				*		*				*
料金体系の見直し			*			*			*			

※見直し・検証年

まとめ（計画期間における経営の見通しについて）

計画期間においては、企業債の償還金や減価償却費が減少するため、事業の収益性は一定水準を維持できる見込みですが、評価を通じて見直すこととした喫緊の課題である自然災害への対応や、更新費用が増大する10年以上先を見据えたストックマネジメント計画に基づく事業費の平準化を推進する必要があり、計画期間後半の令和4年度以降における事業費は増加する見込みです。

一方、使用料収入や一般会計からの繰入金は、人口減少や一般会計の財政力次第では、これまでの収入規模が維持できなくなるおそれもあることから、将来にわたり安全・安心な下水道サービスを供給していくために、新たに資本費平準化債の発行を計画に盛り込み、将来も見据えた運転資金確保体制を整えることとしました。

また、新型コロナウイルス感染症の流行による料金や事業に対する影響が徐々に明らかになっており、社会動向の変化や事業実績を注視し、不断の経営改革に取り組んでいく必要があります。

今後とも下水道等事業に対する市民の皆様からの信頼にこたえられるよう、組織を挙げて直面する課題の解決に全力で取り組んでまいります。

今後検討予定の取組の概要

広域化・共同化事業の取り組み状況について

平成30年1月に、関係4省（総務省・農林水産省・国土交通省・環境省）が連名で汚水処理の持続可能な事業運営に係る要請文を発出され、全都道府県において令和4年度までに「広域化・共同化計画」の策定が求められています。

施設統合や維持管理の共同化、人材育成の共同化などの計画策定に向けて、鳥取県主導のもと全県をあげた協議、調整が進められているところです。

本市は、現時点において71施設もの処理場施設を保有していますが、今後も市域内の施設統合を計画的に推進し、持続可能な事業運営に努めてまいります。

経営理念、基本方針、主要施策、取組内容の体系及び設定目標一覧

基本方針	主要施策	実施対象・実施内容	目標値		目標値 (変更後)
			当初値	現在値 (変更前)	
			H27年度末	R2年度末	R8年度末
安全なまちづくりの強化	浸水対策	浸水区域の把握	市街化区域	972ha 1.355ha ⇒ 1.355ha	2.889ha
		浸水対策の推進	興南地区他	2,240ha 2275ha ⇒ 2.290ha	←
	地震対策	耐震化施設整備	処理場及びポンプ場	48施設 50施設 ⇒ 53施設	←
		耐震管への改修整備	重要幹線	57.2km 58.5km ⇒ 73.2km	65.4km
	道路陥没事故の未然防止対策	道路陥没箇所の削減	管渠状況把握調査	15km/年 13km/年 ⇒ 38km/年	21km/年
暮らしやすいまちづくりの実現	公衆衛生の向上・生活環境の改善	公共下水道の整備による水質改善	公共下水道の整備率	93.3% 95.6% ⇒ 98.0%	←
			湖山池周辺の公共下水道整備率	75.3% 86.5% ⇒ 93.0%	←
		効率的な整備による汚水処理の普及	山ヶ鼻、高路地区整備手法の切替え	—	←
環境にやさしいまちづくりの実現	公共用水域の水質改善	接続率の向上による水質改善	公共下水道	96.7% 97.0% ⇒ 97.6%	←
			集落排水	94.2% 96.2% ⇒ 98.6%	←
			供用開始後3年目	72.7% 61.1% ⇒ 80.0%	←
		接続率の向上による湖山池流域の水質改善	公共下水道	93.0% 92.7% ⇒ 96.0%	←
			集落排水	97.0% 94.4% ⇒ 99.0%	←
計画的施設管理及び効率化の実現	下水道施設の資産管理	ストックマネジメントの導入	公共下水道長寿命化計画の策定	9箇所 10箇所 ⇒ 24箇所	←
		コスト縮減対策	処理場施設の統廃合	72施設 71施設 ⇒ 66施設	←
		管路長寿命化整備	鉄筋コンクリート管の長寿命化実施	0.6km 6.3km ⇒ 27.6km	14.6km
経営基盤の強化	収益性・財源の確保等	収益性の確保	経常収支比率100%以上	111.0% 109.9% ⇒ 100%以上	←
		運転資金の確保	資金残高対事業收益率32.5%以上	20.1% 46.3% ⇒ 類似都市平均以上(25%以上)	類似都市平均以上(32.5%以上)
		経営の効率性の維持	経費回収率100%	105.7% 106.4% ⇒ 100%	←
		企業債負担の軽減	企業債残高対事業收益率比率の低減	976.0% 907% ⇒ 類似都市平均以下(926%以下)	類似都市平均以下(753%以下)
		使用料徴収率の向上	公共下水道	98.0% 98.2% ⇒ 99.0%	←
			集落排水等	97.3% 97.8% ⇒ 99.0%	←
	人材育成・広報啓発活動	人材育成	研修等への積極的参加	—	←
		広報啓発活動	下水処理場の見学者数の増加	437人/年 240 ⇒ 600人/年	←
			ホームページの更新	隨時 随时 ⇒ 1回以上/月	←
			ボランティア清掃の実施	1回/月 1回/月 ⇒ 1回/月	←

経営比較分析指標一覧

図	指標名	単位	算出式	望ましい方向性	指標の内容
8	経常収支比率	(%)	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	100%以上	(経営の安全性) 使用料や一般会計繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを示す指標のこと。単年度収支が黒字になっていることを示す100%以上となることが必要とされます。
9	累積欠損金比率	(%)	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$	0%以下	(経営の安全性) 営業活動により生じた損失で、複数年度にわたって累積した欠損金の状況を示す指標のこと。累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。 0%より高い場合は、経営の健全性に課題があると言えます。
10	流動比率	(%)	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	100%以上	(経営の安全性) 1年以内に支払うべき債務に対して支払可能な現金等がどの程度確保されているかを示す指標です。100%以上であることが必要ですが、100%未満であっても返済に必要な原資については料金收入や一般会計からの繰入金により得ることが予定される場合は支払い能力に問題はないと言えます。
11	企業債残高対事業規模比率	(%)	$\frac{\text{企業債残高合計}-\text{一般会計負担額}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}-\text{雨水負担金}} \times 100$	経年比較 他市比較による	(経営の健全性) 料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を示す指標のこと。明確な数値基準はなく、経年比較や類似団体との比較により自団体の置かれている状況を把握・分析するものです。 この数値が高すぎたり低すぎたりする場合は、投資規模や料金水準が適切か、必要な更新を先送りした結果数値が低く抑えられているに過ぎないかという視点での分析が必要となります。
12	経費回収率	(%)	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費}} \times 100$	100%	(経営の効率性) 使用料で賄うべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標で、100%が理想的水準と言えます。
13	汚水処理原価	(円/m³)	$\frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間有収水量}} \times 100$	↓	(経営の効率性) 有収水量1m³当たりの汚水処理に要した費用のこと。低い方が汚水処理に係る費用が少ないことを意味しています。
14	施設利用率	(%)	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$	↑	(経営の効率性) 施設の処理能力に対して、平均してどのくらい稼働しているかを示す指標で、一般的には100%に近い程良いとされています。但し、この指標は1日の平均値を用いていることから、季節によっては処理量に大きな変動があることも考慮する必要があります。
15	水洗化率	(%)	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$	100%	(経営の効率性) 下水道に接続できる状態にある人のうち、実際に接続（水洗便所を設置）している人の割合のことです。
31	資金残高対事業収益比率	(%)	$\frac{\text{現在預金残高}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収入}+\text{他会計補助金}} \times 100$	経年比較 他市比較による	(資金繰り) 収入規模に対してどの程度の資金を持っているかを表す指標のことです。 日常の資金繰り確保の観点から、この数値が低すぎはいけません。
32	企業債残高対事業収益比率	(%)	$\frac{\text{企業債現在高}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収入}+\text{他会計補助金}} \times 100$	経年比較 他市比較による	(債務の重さ) 企業債が収入規模に見合ったものかを示す指標のこと。この数値が過度に高い場合は将来世代への負担が重過ぎる可能性があります。
36	処理区域内人口 1人当たり企業債残高	(千円)	$\frac{\text{企業債現在高}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$	経年比較 他市比較による	(債務の重さ) 処理区域内人口1人当たりの企業債残高のことです。

用語解説

行	用語	説明
あ		
	維持管理費	事業の管理運営に要する経費で人件費及び管渠の清掃費、電気代等の動力費、薬品費、施設の補修費、委託費等の合計額をいう。
	一般会計繰入金	下水道建設費のうち国費、受益者負担金及び起債を充てた部分以外の部分及び維持管理費のうち、下水道等使用料で賄うべき以外の部分について一般会計から下水道等事業会計へ繰入れるもの。毎年度総務省から繰出基準が通知される。
	営業外収益	預貯金、貸付金から生ずる受取利息、有価証券の配当、補助金等金融財務活動その他主たる営業活動以外の原因から生ずる収益のこと。
	営業外費用	企業債等の利息等の主として金融財務活動に要する費用及び事業の経営活動以外の活動によって生ずる費用のこと。
	営業収益	企業の主たる営業活動から生ずる収益のこと。
	営業費用	企業の主たる営業活動から生ずる費用のこと。
	S D G s	Sustainable Development Goals の略。2015 (H27) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 (H28) 年から 2030 (R12) 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っている。
	汚水処理原価	有収水量 1 m ³ あたりの汚水処理に要した費用のこと。
	汚水処理人口普及率	下水道等の整備状況を、行政人口に対する、下水道等による処理が可能な人口の割合で表した指標のこと。
か		
	管渠（きょ）	下水を収集・排除するための施設をいう。
	管更生	既設管渠の機能が損なわれた場合に管渠に更生材等を挿入し、既設管渠内面に密着した更生管を形成することで下水道管渠の機能を回復させる工法をいう。
	企業債	地方公営企業が建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。

	企業債残高対事業収益比率	企業債が収入規模に見合ったものかを表す指標のこと。類似団体等と比べて過度に高い場合は将来世代への負担が重すぎる可能性がある。
	企業債残高対事業規模比率	事業規模に比べて、一般会計が負担する分を除いた企業債残高がどのくらいあるかを表した指標のこと。
	合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水をあわせて処理する浄化槽のこと。し尿のみを処理する単独浄化槽に対するもの。
	基準外繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める繰出基準に基づかない繰入金のこと。
	基準内繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める繰出基準に基づく繰入金のこと。
	基本使用料	使用量の有無にかかわりなく賦課されるものであり、基本水量が賦与される場合と、そうでない場合がある。
	基本水量	基本使用料のうち、日常生活を送る上で最低限必要な排出量を考慮し、これに係る使用料を定額制としたその一定範囲の使用水量のこと。
	漁業集落排水事業	漁業集落衛生環境の向上、漁港及び周辺水域の水質保全に寄与する目的で漁業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設を整備する事業のこと。
	経常収支比率	料金収入、一般会計繰入金等の収益によって経常的な費用がどの程度賄われているかを表す指標のこと。
	経費回収率	使用料で賄うべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す指標のこと。
	下水道受益者負担金	都市計画法第75条の規定に基づき、事業の実施により著しい利益を受けるものに対してその受ける利益の限度において事業費の一部を負担するものをいう。
	下水道特別使用分担金	都市計画事業としては行わない特定環境保全公共下水道事業等について、分担金条例を定め、下水道整備により著しい利益を受けるものに対してその受ける利益の限度において事業費の一部を負担させるものをいう。
	減価償却費	取得した固定資産は、使用経過等によりその価値が減耗していくことから、この減耗額を毎年度費用化したものという。減価償却費は現金支出を伴わない。
	公共下水道	主に市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道のことであり、終末処理場を有し、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

	公共用水域	水質汚濁防止法に定められている水域のこと。河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路のこと。ただし、下水道は除く。
	合流式下水道	汚水と雨水を同じ水路で集め、まとめて浄化処理して放流するもの。比較的早い時期に整備を開始した大都市地域に見られ、鳥取市の中心市街地も合流式下水道を採用している。
	小規模集合排水施設整備事業	市町村が汚水等を集合的に処理する施設であって、小規模なもの整備促進を図る目的で地方単独事業により実施するものをいう。
	コミュニティプラント	地方団体、公社、公団等の公的機関、民間開発者の開発行為による住宅団地等に設置されるし尿と家庭雑排水を処理する施設のうち環境省所管の地域し尿処理施設整備事業により設置されるものをいう。
	広域化・共同化・最適化	効率的な下水道整備、経営の健全化・効率化等を図る観点から、複数の市町村で共同して汚水の処理を行うことをいう。
さ		
	資金残高対事業収益比率	収入規模に対してどの程度資金を持っているかを表す指標のこと。
	市街化区域	都市計画法による都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び今後計画的に市街化を図るべき区域のこと。
	資産減耗費	使用に耐えなくなった固定資産を廃棄する場合の減価償却費としてまだ費用化されていない額をいう。
	施設利用率	施設の処理能力に対して、平均してどのくらい稼働しているかを表す指標のこと。
	指定管理者制度	多様化する住民ニーズに対応するため、公の施設管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、平成15年の地方自治法の改正により導入された制度で、民間も含めた地方自治体が指定する法人その他の団体に公の施設管理を行わせることができた。
	資本的収支	施設の整備、拡充等建設改良に係る支出やこれら建設改良費に要する資金としての企業債や補助金等の収入に関する収支をいう。
	資本費	減価償却費、支払利息及び企業債取扱諸費等のこと。

	資本費平準化債	多額の先行投資を伴う下水道事業の特性に鑑み、供用開始当初に資本費負担を将来の使用者にも適正に負担してもらうために発行される地方債のこと。
	シミュレーション	物理的あるいは抽象的なシステムをモデルで表現し、そのモデルを使って実験を行うこと。
	収益的収支	事業年度において企業の経営活動に伴い発生するすべての収益とそれに対応するすべての費用についての損益計算をいう。
	終末処理場	下水を最終的に処理して河川その他の公共水域又は海域に放流するために、下水道施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。下水処理場、浄化センター、環境センターなど。
	集落排水	農業集落排水・漁業集落排水・林業集落排水等、農山漁村における生活排水処理施設のこと。公共下水道よりも小規模で数集落単位で汚水を集め、処理して農業用水路や河川に戻すものをいう。
	従量使用料	使用量の多寡に応じて、水量と単位水量当たりの価格により算定し、賦課される料金のこと。
	消化ガス発電	汚泥処理の過程で発生する消化ガスを利用して発電すること。
	小水力発電	水流を利用して行う小規模な水力発電のこと。
	除害施設	事業者が排出する汚水によって下水処理に支障をきたすおそれがある場合に、あらかじめ事業者が、下水道への排水許容基準まで汚水を処理するための施設のこと。
	処理区域内人口密度	処理区域内面積 1 ha 当たりの処理区域内人口を表す指標。
	水洗化率	下水道に接続できる状態にある人のうち、実際に接続（水洗便所を設置）している人の割合。
	水洗便所改造資金の融資あっせん	汲み取り便所を水洗便所に改造、または浄化槽を撤去して公共下水道または集落排水施設に接続しようとする者に対し工事に必要な資金融資をあっせんする制度をいう。
	ストック	これまで整備してきた下水道施設のこと。
	ストックマネジメント	既存の施設（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと
	ストックマネジメント計画	ストックマネジメントの手法を用いて、効率的に点検・調査及び修繕・改築を行い、下水道施設を健全に管理する計画。
	整備率	下水道の整備状況を、計画区域内人口に対する、下水道による処理が可能な人口の割合で表した指標のこと。

	総合地震対策計画	地域防災計画に位置付けられた、緊急輸送路及び避難路並びに軌道の下に埋設されている管きょなど、重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた、総合的な地震対策を定めた計画。
	損益勘定留保資金	減価償却費や資産減耗費等の現金支出を伴わない費用によって企業内に留保されたもの。
た	地方公営企業	独立採算の原則のもと、地方公営企業法の適用を受けた公益的事業を行う地方公共団体が経営する企業のこと。
	地方公営企業会計	現金収支の事実のみでなく、債権債務の発生の事実に基づき(発生主義)、すべての取引を原因と結果の2つの側面から同時に記帳する会計方式をいう。これにより、各事業年度の正確な期間業績と資産状況を把握することができる。
	長期前受金戻入	固定資産取得のための財源とされた補助金等について、減価償却見合い分を毎年度収益化したもので、現金を伴わない収益のこと。
	長寿命化計画	事故や機能停止を未然に防止するため、施設の生涯費用の最小化と予算の最適化を踏まえた予防保全型管理計画をいう。
	当年度純利益（又は純損失）	事業年度において、すべての収益からすべての費用を除いたときに残る最終的な利益のこと。費用の方が大きい場合は純損失となる。
	特定環境保全公共下水道事業	公共下水道のうち、市街化区域以外の区域において設置される施設整備事業のこと。自然保護下水道、農山漁村下水道、簡易な公共下水道の3つに大別される。
	特別損失	当期の収益に計上することが不適当であるような特異な費用のこと。固定資産売却損、過年度損益修正損等がある。
	特別利益	当期の収益に計上することが不適当であるような特異な収益のこと。固定資産売却益、過年度損益修正益等がある。
	特別料金	一般公衆浴場及び共同浴場並びにプール用汚水に係る料金のこと。
な		
	内水（氾濫）	一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設に雨水を排除できないこと又は下水道等の排水施設から河川若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水。

	内水浸水想定区域図	内水による浸水が想定される区域図。
	農業集落排水事業	農業用の用排水の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、汚泥又は雨水を処理する施設を整備する事業のこと。
は		
	排水設備指定工事店	下水道管理者が指定した宅地内の排水設備を施工することができる業者のこと。施工ミスによる事故等を防ぐため、資格のある技術者による責任施工を求めている。
	B O O方式	Build Own Operate の略。 民間事業者が自ら対象施設を建設 (Build)、所有 (Own)、運営 (Operate) する方式のこと。PFI の一方式。
	P F I	Private Finance Initiative の略。 従来公共部門が直接担当してきた施設の設計・設置・管理・運営を民間のノウハウと資金を活用して民間部門の参加により行う方式のこと。
	P D C Aサイクル	計画 (Plan)、実行 (Do)、検証 (Check)、改善 (Action)の一連の流れを繰り返しながら事業改善を進めていく方法のこと。
	P P P	Public Private Partnership の略で、公民連携により公共サービスを提供することをいう。指定管理者制度やPFIもこれに含まれる。
	普及率	行政人口に対する下水道等による処理が可能な人口の割合のこと。
	不明水	総処理水量から雨水処理水量及び有収水量を除いたものをいう。
	フレックスプラン	早急に下水道整備が求められる地域において、全体に定める終末処理場とは別に中間的な処理施設を設置するなど、需要に対して柔軟かつ機動的に対応できる下水道の整備方式をいう。
	分流式下水道	雨水と汚水を別々の管路等で集め、雨水はそのまま、汚水は浄化処理して放流するもの。現在新設される下水道ではほぼ全てがこの方式による。
	包括的民間委託制度	発注者側が定めた仕様に基づく従来の委託形態に対し、受注者の創意工夫や維持管理業務の効率化を目的として導入された性能発注方式及び複数年契約を基本的要素とした下水道施設の維持管理委託のあり方のこと。

	法適用	地方公営企業法に定める財務規定等を適用することをいう。
	補填（てん）財源	資本的収入が資本的支出に不足する場合に使用される財源のこと。損益勘定において現金支出を伴わない減価償却費等が企業内に留保された損益勘定留保資金のほか積立金等が充てられる。
	ポンプ場	管渠が深くなりすぎたり、放流先の水位が高く自然排水できなかつたりする場合に、ポンプで水位を上げるために設ける施設をいう。
ま		
	マンホールトイレ	下水道のマンホールに直接設置する災害用仮設トイレのこと。
や		
	有収水量	下水処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量のこと。
ら		
	流域下水道	2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠から成るもののこと。事業主体は原則都道府県である。
	流動資産	1年内に現金化できる資産のこと。
	流動比率	1年内に支払わなければならない債務に対して支払い可能な現金等がどの程度確保されているかを表す指標のこと。
	流動負債	1年内に支払わなければならない債務のこと。
	林業集落排水事業	山村地域の生活環境基盤の整備を促進するため、林業経営及び集落のし尿及び雑排水を集合して処理するために必要な施設を整備する事業のこと。
	類型別団体区分	総務省が事業ごとに規模、地理的条件、事業進捗度の三要件を基に各市町村を分類したもの。
	累進使用料制	使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系のこと。
	累積欠損金	営業活動により生じた損失で複数年度にわたって累積した欠損金のこと。
	累積欠損金比率	営業活動により生じた損失で複数年度にわたって累積した欠損金の状況を表す指標のこと。

鳥取市下水道等事業経営戦略

(平成 29 年度～令和 8 年度)

令和 4 年 3 月発行

鳥取市下水道部下水道企画課

〒680-0902 鳥取市秋里 903 番地

TEL (0857) 30-8383 / FAX (0857) 20-3318

Email: ges-plan@city.tottori.lg.jp